

1. 議事日程（令和4年第4回北広島町議会定例会）

令和4年12月13日
午前10時開議
於 議 場

日程第1

一般質問

一般質問

《参考》

敷本弘美	美濃孝二	G7サミットを通じて北広島町のPRを ①加齢性難聴者への補聴器購入に助成を ②学校給食の無償化を求める
伊藤立真		①基幹集会所等の地元譲渡の進捗について ②スマート農業の北広島町での展開は
梅尾泰文		①可動堰の今後は ②奨学金の制度の充実は
中村忍		放課後児童クラブの現状と課題を問う

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 亀岡純一	2番 伊藤立真	3番 敷本弘美
4番 中村忍	5番 佐々木正之	7番 美濃孝二
8番 梅尾泰文	9番 伊藤淳	10番 服部泰征
11番 宮本裕之	12番 湊俊文	

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長 箕野博司	副町長 畑田正法	教育長 池田庄策
芸北支所長 楨原ナギサ	大朝支所長 沼田真路	豊平支所長 細川敏樹
危機管理課長 野上正宏	総務課長 川手秀則	財政政策課長 国吉孝治
管財課長 高下雅史	まちづくり推進課長 矢部芳彦	税務課長 植田優香
町民課長 大畑紹子	福祉課長 芥川智成	保健課長 迫井一深
農林課長 宮地弥樹	商工観光課長 中川克也	建設課長 竹下秀樹
上下水道課長 寺川浩郎	消防長 日田靖成	学校教育課長 植田伸二
生涯学習課長 小椿治之	会計管理者 細居治	管財課 中野真弘
		国土調査係長

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 三宅克江 議会事務局 田邊五月

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 00分 開 議

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） おはようございます。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、議場内においても原則マスクを着用することとしております。マスクをしたままで議事進行させていただきます。質問並びに答弁を行う際もマスクをしたままで結構ですので、マイクを立ててからはっきりと発言してください。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（湊俊文） 日程第1、一般質問を行います。質問時間は30分以内とします。また、質問及び答弁においては簡潔に行っていただくようお願いをしておきます。質問の通告を受けておりますので、登壇して、マイクを正面に向けて一般質問を行ってください。3番、敷本議員の発言を許します。

○3番（敷本弘美） 3番、敷本弘美です。先に提出をいたしました通告書のとおり、明年春に開催されますG7サミットを通し、北広島町のPRをどのように発信されるのかを質問いたします。核なき世界を希求する被爆地広島は来年5月に先進7か国首脳会談、G7広島サミットが開催されます。平和原点の地広島で各国首脳が集い、対話する意義は極めて大きく、世界が注目しているサミットでもあると思います。G7サミットを通し、北広島町の魅力である伝統芸能の神楽や花田植、おいしいお米が生んだお酒、大自然の中で育った野菜等、北広島町の宝をどのようにアピールし、発信していかれるのかを、PRの役目は非常に大きいと思っております。2016年5月に開催された伊勢志摩サミットでは、どのようなおもてなしをされたのか調べてみました。乾杯酒には、三重県の地酒が振る舞われ、サミット開催中は4酒造の日本酒が提供されていました。また、サミットで振る舞われたお酒には注目が集まり、その後人気が高まったと紹介されておりました。食材も地元の食材がふんだんに使われており、伊勢エビをはじめ、お米は伊賀市、里芋、そら豆は伊勢市、地鶏は熊野市、フルーツトマトは桑名市等、各市町の特色を生かした食材が提供され、味はもちろんのこと、それぞれの市町の執念のPRを感じました。また、期間中の交流会などでは、太鼓の演奏や地元伊勢音頭が披露され、日本

文化への理解を深めたとも紹介をされていました。5か月後には広島で開催されるG7サミットです。田園文化のまち北広島町には、先ほども申しましたが、多くの伝統芸能や豊かな自然の中で育った野菜やお米もあります。サミットの関係者に北広島町の文化や魅力を全面に発信し、PRをしていけることを願い、質問をいたします。伊勢志摩サミットでは、地元で親しまれている地酒で乾杯をし、ランチやディナーにおいても地元のお酒が提供されていました。本町には複数の酒造会社があり、平成26年3月には北広島町の地酒で乾杯を推進する条例が制定されています。初めに、地酒で乾杯条例ができて8年が過ぎますが、この条例の成果はございますでしょうか、お伺いします。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（中川克也） この乾杯条例につきましては、平成26年3月に議員発議により制定された条例でございます。地産地消や産業の発展、郷土愛の醸成及び日本文化の理解を目的としております。条例制定後は、町内での宴会の際に地酒を口にしていただくきっかけとして、乾杯に地酒を使っていただくようお願いをしたり、行政が関わる宴会では、積極的に地酒で乾杯をして地酒のPRをしておりました。地酒の消費にも一役買ったと思いますし、町内産業の発展にも微力ながら貢献できたのではないかと考えております。しかしながら、昨今の新型コロナウイルス感染症の発生によりまして、宴会自体が中止になったりした影響で、ここ数年は積極的な取組はしていない状況でございます。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） ご答弁に、町内の宴会や、また行政の行事において積極的に地酒で乾杯をし、PRをされてこられたことを伺いました。伊勢志摩サミットにおいても、この地酒で乾杯をされており、本町には地酒で乾杯条例があることから、しっかりPRをしていただきたいと考えます。広島県には有名な酒蔵は多数ありますが、本町のお酒は他に劣らないおいしいお酒と認識をしています。このお酒を知っていただくためには、どのようなPRをすれば伝わるとお考えかお伺いします。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（中川克也） 議員おっしゃいますように、東広島市西条町をはじめとしまして、県内には酒どころと言われる産地が数多くございます。その中で、本町のお酒を認識していただくということは、大変大きな課題であるというふうに受け止めております。一昨年、町と商工会とで連携をして作成しました経営発達支援計画の目標といたしまして、地域内の酒を機軸とした産品開発、情報発信など、ブランディングにつながる取組を行い、北広島町の認知度を高めて外需獲得を目指すということにしております。町内で製造されました日本酒やどぶろく、果実酒などをそれに合う食材との組み合わせによりまして、酒も食材もPRすることで、北広島町が酒どころとして認知されるのではないかと考えておりまして、現在取組を進めております。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） 本町のお酒を認識をしてもらうことは大きな課題ということですが、昨年からお酒と食材の組み合わせによって、またPRをすることで酒どころとして認知をされるのではないかとこのことですが、これは具体的なお酒と食材の組合せがあれば、お伺いいたします。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（中川克也） 町内の酒造会社で作られました日本酒、どぶろく、それからワイン

に合う食材ということで、町内産品のサーモンであったり、その他芸北高原豚であったり、そういうものを組合せをしたものでPRしていこうということで、今、商工会のほうでも年末のギフトとして売出しをされておりました。そういった形で、町内外の方に広く知っていただくという取組を今現在進めております。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） 私も昨日、どぶろくとサーモンのセット、お米グランプリでチラシをいただきましたので注文をしてまいりました。しっかりまたPRをしていただけたらと思います。先ほどどぶろくのお酒が出ましたが、県内でも、このどぶろくを作っている酒造会社というのは少なく、平成18年、県内唯一どぶろく特区認定をされた幻の酒となっていたどぶろく製造が芸北地域で初めて復活をいたしました。ブナの原生林が育む清澄な水とおいしいお米が生んだ芸北ならではのお酒と紹介をされておりました。現在、町内には、芸北地域に2酒造会社、大朝地域に1酒造会社でこのどぶろくが作られていますが、どぶろくの特徴と魅力というのを伺いたいと思います。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） どぶろくの特徴と魅力につきまして農林課からお答えします。どぶろくは、日本で古くから作られてきましたお酒で、その昔は、豊穰祈願をはじめとした神事に使われてきました。透き通った清酒とは見た目が異なり、どぶろくは、清酒と同じく主原料がお米ですが、いわゆる漉す作業を行わないために濁っていることが特徴です。戦後は粗悪品が多く、長年マイナスのイメージを持たれておりましたが、近年は、そのイメージが見直されてきています。注目されていますのは、どぶろくの高い栄養価で、美容や健康効果が期待できると考えられています。特に注目されていますのが必須アミノ酸で、人間は必須アミノ酸を体内で生成できないため、食品や飲料などで摂取しなければいけませんけれども、どぶろくにつきましては、この必須アミノ酸を全種類含有しています。そのようなことが魅力であるというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） どぶろくの特徴と、また魅力を分かりやすくご答弁をいただきました。どぶろくには高い栄養価があることも分かり、また、美容や健康効果が期待できるとのことですので、女性にとっては魅力あるお酒なのかもしれません。実はこのたび、一般質問に当たり、本町の3酒造のどぶろくを私、試飲をいたしました。それぞれ個性があり、また味も異なりましたが、販売店の方から、どぶろく鍋がおすすめですよとお聞きをし、昨晚、おいしくどぶろく鍋をいただきました。伊勢志摩サミットでは、ご婦人のプログラムも用意をされ、ご当地の日本酒やワインを提供、紹介し、我が国の食文化の魅力を世界に発信する有意義な機会となったとも記されておりました。美と健康に良いとされる特区認定をされた本町のどぶろくを知っていただく絶好のチャンスであり、前後の行事も含め、提供できたらと思いますが、どのようにPRをすればどぶろくの魅力が伝わるとおもうのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） G7広島サミットの成功に向け、広島県、広島市や経済・交通・医療などの分野の関係団体により官民一体で構成する組織、広島サミット県民会議が設立されております。広島サミット県民会議は、平和の思いや広島の魅力を発信することで、参加者や関係者、参加者等をお迎えする市民、県民の皆様にも、広島に来てよかった、広島で開催されてよかつ

たと思っただけのように、オール広島でG7広島サミットの成功を目指しております。広島サミット県民会議では、G7広島サミット公式プログラム及び関連行事で提供されます料理や使用される調度品等に県産食材及び県産工芸品等を活用してもらうよう国に働きかけを行うこと等によりまして、広島サミット開催を契機とした県産食材等のPRを行い、今後の需要拡大及び販売促進につなげていくこととしております。10月5日に国に提出しました広島県産品推薦リストにも北広島町のどぶろくが掲載されておりますので、先ほど言いました広島サミット県民会議のほうにも十分PRできればというふうに思っているところでございます。以上です。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） 広島県産品推薦リストにこのどぶろくも掲載をされており、また、しっかりそこでPRができるのではないかとのご答弁でした。この推薦リストに掲載をされている物はほかにはありますか、お伺いいたします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 広島県産品推薦リストのほうに掲載しております北広島町の主な物でございますけれども、お酒関係につきましては、本町で製造されております日本酒、それからどぶろく、ワインが掲載されております。それから、農産物の関係ですけれども、野菜につきましては、ホウレンソウ、ミニトマト、キュウリ、イチゴ、長ナス、ベビーリーフ、マイクログリーン等が掲載されております。お米につきましては、本町を含めたコシヒカリ、それからあきろまんのほうが掲載されております。それから畜産物の関係につきましては、芸北高原豚、それから八幡高原フレッシュラム、石本農業の養鶏が掲載されております。さらにジビエ関係につきましては、げいほくシシ、それからげいほくポーンが掲載されておるところでございます。以上です。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） 今、ご答弁をいただいただけでも本当にたくさんの北広島町の特産物がございます。おいしいものを余すことなくPRできますようお願いしております。また本町には、先ほど野菜もリストに上がっているとおっしゃったんですが、代表的な園芸作物であるトマト、ミニトマト、ホウレンソウ等がございます。この3日間のサミット、また前後の行事の中で、北広島町の野菜としてPRをするならどの野菜をどのようにPRをされるのか、そして、期間中にフレッシュな野菜を食べていただけるような工夫をしてみてもどうかと思いますが、お伺いをいたします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） どぶろくと同様に広島サミット県民会議が、10月5日に国に提出いたしました広島県産品推薦リストには、先ほど答弁いたしましたように、北広島町産のお米でありますとか、ミニトマト、ホウレンソウなどの野菜も掲載されております。今後も引き続き、広島サミット県民会議を通じたPRを推進してまいりたいと考えております。特に本町の夏の冷涼の気候を生かしました新鮮野菜等につきましては非常に魅力的なものでございますので、その辺のところをしっかりとPRできればというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） 広島県内の中山間地域で野菜を作られているところは数多くあると思われまます。引き続きPRをされるとのことですので、おいしさが伝わるようなそのようなPRを願っ

ております。続きまして、12月3日、第1回全日本お米グランプリ in 北広島町が開催をされました。最終審査に残った北広島町産のお米はあるでしょうか。あれば、ぜひともPRをと思います、考えをお伺いいたします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 第1回全日本お米グランプリ in 北広島町には、全国から363点の応募がありました。1次審査、2次審査を経て、12月3日に開催いたしました最終審査に進んだ30点のうち、本町の生産者は、北広島町産5点を含めた8点でございました。最終審査では、2次審査を通過いたしました30点の中から10点を選び、この中から、さらに3点を選び、グランプリ1点、準グランプリ2点を選んだわけでございますけれども、本町の生産者1名が準グランプリに輝きました。町内の受賞者や全日本お米グランプリ in 北広島町につきましては、広島サミット県民会議をはじめ、あらゆるチャンネルを通じたPRを推進いたしまして、そういった取組、あるいは町内産のお米のPRをしていければというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） 363点の展中30点に残った中で、北広島町産が8点、また、準グランプリの1点も本町の生産者であるということは本当にとっても喜ばしいことであると思います。また、あらゆるチャンネルを通じてのPRをされるとのことですので、具体案がございましたら、お聞きをいたします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 本年度第1回目というところで、まだまだ整理してない中で取り組んだということもございますけれども、北広島町のお米が準グランプリ、さらに銀賞にも入っているというところの結果から、非常に北広島町も全国に通用するお米の産地ということが分かったことが一つの成果ではないかというふうに思っております。その辺のPRにつきましては、今後また実行委員会等でどのようにしていくかについてしっかり整理しながら、今後のPRにつなげていきたいと思っておりますし、また来年度も開催する予定にしておりますので、その取組に向けて、しっかりまた整理して、PRを含めて大会のあり方、そういったところも含めて今後しっかり整理していきたいと思っております。また具体的なものにつきましては、また実行委員会のほうでしっかり整理しながら、しっかりPRしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） 次にサミット開催前後における各国首脳と、世界のメディア関係者にも、この北広島町の伝統芸能を鑑賞していただきたいと考えます。平成23年11月27日、壬生の花田植がユネスコ無形文化遺産に登録され、北広島町の初夏を彩る迫力満点の田園絵巻が繰り広げられ、早乙女が田植歌を歌いながら早苗を植えていき、もう一つの主役である飾り牛の存在は壮観です。併せて地域の伝統文化を継承するため、壬生小学校の児童が花田植の会場で、子ども田楽や金管バンドを元気いっぱい演じる姿はまさに平和の天使です。平和原点の地広島で開催するにふさわしい伝統文化、壬生の花田植や子ども田楽をPRしていける絶好のチャンスでもあると思いますが、町の考えをお伺いします。

○議長（湊俊文） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小椿治之） 壬生の花田植は、広島県では厳島神社、原爆ドームに次いで3番目

の世界遺産でございます。無形文化遺産としては県内初の登録となっております。本町域の稲作に関わる伝統芸能として貴重な行事を継承してこられました壬生の花田植保存会の皆様をはじめ関係機関とどういったPRができるのかを検討してまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） 今後どういったPRができるのか検討されるとのこと。広島県で3番目の世界遺産でもあり、また県内初めての無形文化遺産にも登録をされているのであれば、しっかりと発信をしていただき、この伝統文化を披露できるようなPRをとと思いますが、意気込みをお聞かせください。

○議長（湊俊文） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小椿治之） 議員おっしゃいましたようにPRに努めてまいりたいと思います。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） その他、伝統芸能の一つに本町の強みでもある神楽があります。本年1月号の広報きたひろしまには神楽の魅力が特集をされていました。西中国山地に伝わる神楽は、古き良き時代の優雅な伝統を守る舞と、新しい時代に対応する創作的な舞とがお互いに刺激しあいながら伝承されていると、北広島町神楽振興計画に記されていました。現在、本町に神楽団は何団体あり、子ども神楽団は何団体あるのでしょうか。また、併せてどのような活動をされているのか、分かる範囲でご答弁いただければと思います。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（中川克也） 現在町内で活動されております神楽団につきましてですけれども、町の神楽協議会に参画をされております神楽団数は現在70団体ございます。そのうち子ども神楽は、学校のクラブ活動などを含めて16団体ございます。ただし、活動を休止されている団体がこの70団体のうち全体で7団体、そのうち子ども神楽は休止されているのが2団体あるということでございます。活動の場といたしましては、地元の奉納神楽、それから各地域でのお祭りでの興行、そして神楽共演大会などの神楽を披露する場での活動をされておまして、それに向けての練習を日々やっておられるというような状況を確認しております。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） コロナ禍での活動休止から、現在は気をつけながら神楽の活動がにぎやかに行われていることが伺いました。子ども神楽団の中に、広島加計高等学校芸北分校神楽部があります。2017年8月、古事記の八岐大蛇の演目を披露し、文化庁長官賞優秀賞に輝き、すばらしい成績を治められています。神楽部の生徒たちは勉学に励みながら、放課後の部活動に汗を流し、文武両道で頑張っていることをみんなで応援したいと思いました。今年度から徐々に、先ほどもご答弁をいただきましたが、神楽公演や地域行事で神楽の舞を目にするのも増えてきており、感動やにぎわいを肌で感じている一人です。本町の神楽団は、昔から、追っかけがつくほど有名であり、海外公演の経験もあります。これまでどこの国で公演をし、また、その反響はどうだったのかをお聞きしたいと思います。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（中川克也） 本町の神楽団によります海外公演でございますけれども、平成17年に北広島町が誕生して以降のお話でお答えをさせていただきます。本町の神楽団に関わった神楽公演は4回と把握をしております。1回目は、平成24年（2012年）に、日中国交正常化40周年記念事業といたしまして、中国の2都市、北京と大連で公演を行っております。

この時は、町内10団体20名で構成した混成団体で派遣を行っております。また、同じ年に芸北の雄鹿原上組神楽団さんがハワイへ行かれたというふうにお聞きしております。3つ目といたしましては、平成27年（2015年）に広島県の友好提携都市のあるメキシコドブラジル広島県人会創立60周年記念事業といたしまして、ブラジルで公演をされておりました、本町からは2団体4名の団員が参加をしております。4つ目といたしましては、平成29年（2017年）にフランスのパリコレで神楽を上演されておりました、本町からは2団体6名の団員がこれに参加をしたというふうになっております。どの会場でも公演終了には大喝采を浴びたということで、大変好評を得たというふうにお聞きしております。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） 先ほどの答弁によりますと、海外公演、中国、ブラジル、またフランスパリと公演をされていらっしゃるって、いずれも公演後は大喝采、大好評であったとのご答弁でございました。海外公演を通して、この北広島町をアピールすることができたと思われることがあれば、具体的にお伺いをいたします。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（中川克也） 神楽の海外公演につきましては、特に北広島町をアピールする目的ということではございませんでしたので、直接的に海外の方へ北広島町を知ってもらうということはなかったというふうに思いますけれども、海外公演を支援していただきました、それからお世話をしていただきました国内、県内外の関係者の方々には、北広島町の文化芸能のすばらしさを知っていただくいい機会だったというふうに思っております。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） 海外公演は、このアピールが目的ではなかったということで、北広島町を知ってもらうことがなかなかなかったということは少し残念でもありますが、この国内外の関係者の方には知っていただく機会になったということはプラスであり、また今後は神楽の文化や魅力を通して北広島町をしっかりとPRできるよう努めていただければうれしいです。海外での公演経験のある本町の神楽団です。神楽がもたらす役割にはどのようなものがあると思われますでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（中川克也） 神楽には、議員先ほどおっしゃいましたけれども、戦前から舞われる旧舞というものと、戦後から舞い続けられております新舞がございます。この両方ともその地域の伝統を守り、受け継がれており、その技を競う競演大会などにより、神楽団同士が切磋琢磨をして神楽を向上させ、新たな神楽ファンを生むとともに、自分も神楽を舞ってみたいという若い世代が集まるといった地域活性化にも貢献するものであるというふうに考えております。そして、その神楽は北広島町のみならず、芸北地域を代表する伝統芸能の一つです。また、今では広島神楽とまで言われる県内の文化芸能の中でも代表的な全国に発信できる観光コンテンツの一つでもあるというふうに考えております。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） 先ほど、自分も神楽を舞ってみたいという若い世代が集まるといった地域活性化に貢献をしている、そのような役割があるとおっしゃったんですが、これ具体的にどこの地域にとか、そういう具体的なものがあればお答えいただきたいと思います。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。



○商工観光課長（中川克也） 町全域での話というのは把握はできてないんですけども、私個人的に存じ上げておりますのは、市内のほうから神楽に魅了されて、自分もやってみたいということで、この地域に就職をされて、神楽の練習に励んでおられる方もいらっしゃいますし、もともと市内に住んでおられた方が仕事は町内ではなくても、町内に家を構えて神楽団に属されているという方もいらっしゃいますので、そういった神楽でのつながりというものは大変大きいものであると思いますし、しっかり後継者育成に向けても取り組んでいくべき課題もあると思いますけれども、そういったものを引き続き続けていきたいというふうに思っております。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） 伝統芸能神楽を通して北広島町の魅力を世界に発信できるよう、また、友好が深まるような神楽公演ができるよう、しっかりPRを行っていただきたいと思っております。次に、G7サミットで北広島町の神楽をぜひ披露したいとの神楽の団長や団員からの声は届いているでしょうか。届いていれば具体的にお伺いをいたします。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（中川克也） 町内の神楽団、団長、団員の皆さんからのそういった声は直接は聞いておりません。しかしながら、主要国の要人の方々、あるいはその関係者の方々に神楽をご覧いただける機会をつくっていただけないかということは、町長はじめといたしまして、関係者と要望活動を行っている状況でございます。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） 直接には声は届いていないということですが、神楽を観ていただけるよう、要望活動を今、しっかり行ったださっているということが分かりました。先日、近隣の市町の神楽の団長さんとお話をさせていただいた時に、北広島町だけで神楽を披露したというのが後で分からないように、自分たちにもしっかり声をかけてもらって、舞はできなくても何らかのお手伝いをさせてもらいたいという声もございました。また、神楽の関係者の方ともお話をさせていただく機会があったんですが、このG7サミット、また、このサミット期間前後で北広島町と広域の神楽団で神楽を披露し、文化芸能を通して平和を発信、また交流を深めていけたらうれしいと話されていらっしゃいました。町として、この神楽のPRというのはどのようにされるのか、具体的にお伺いをします。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（中川克也） 先ほど申し上げましたけれども、町長はじめといたしまして関係者と要望活動を行っている状況です。その中で、NPO広島神楽芸術研究所や近隣市町等と連携をして、関係する国、県の機関と協議する場を設け、広島神楽のPR、できれば上演の機会ができるよう働きかけを行っております。継続して交渉を続けていくよう考えております。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） 関係機関や、また近隣市町と連携をされ、広島神楽のPR、その働きかけをされているということが分かりました。この広島神楽というのをちょっと説明いただいてもよろしいでしょうか。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（中川克也） 神楽というものは全国にございます。特に地域で舞われているというか、県内で舞われております神楽、芸北神楽をはじめとしまして、安芸十二神祇とか、それから備後のほうの神楽とかいうようなものもひっくるめた形で広島神楽ということで、県内の

神楽をPRしていこうという取組がございます。特に趣向性がある、それから見て楽しい派手な神楽ということで、こちらの芸北神楽をしっかりPRしてきておりますので、広島神楽の中でも代表する芸北神楽というふうに認識はしております。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） 分かりました。また、先ほど課長おっしゃいました、継続して今後も交渉を考えているとのご答弁でしたので、しっかりと神楽の良さ、また、神楽が披露ができますようにPRをお願いしたいと思います。これまで各担当課長にG7サミットへ北広島町の食やまた伝統芸能のPRをどのようにされるのかを伺ってまいりました。重なるかと思いますが、最後に町長に、G7サミットを通して北広島町の魅力をどのように発信、PRをしていきたいとお考えか、お伺いします。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） G7広島サミットの首脳会合は広島市で開催される予定であります。しかしながら、期待される経済効果は広島市のみならず当町含めた近隣市町、ひいては全県に及ぶと思っております。現在、広島県と広島市が中心となって官民一体の広島サミット県民会議を立ち上げ、オール広島で取り組んでいるところでございます。2016年の、先ほどもありましたが、伊勢志摩サミットでは、サミットの取材に訪れる外国メディア向けにプレスツアーを実施され、また、取材の拠点となる国際メディアセンター内に三重情報館を開設し、そこで三重県の情報を発信したと伺っております。今回の広島サミットで同様の取組をされるかは、現在外務省や県民会議で検討中のところでございますが、北広島町としても県民会議に対して、コンテンツ提案や要望活動を継続して行いたいと考えております。そのほかにもお土産品の提供や県内産品の活用など、北広島町の魅力を発信できる場面があるかと思っておりますので、しっかりと県民会議と協力連携して準備を進めてまいりたいと考えております。ただ、警備の関係で制約がかなりあるというふうに思っておりますので、その範囲内でのPRということになろうと思っております。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） 県民会議としっかり連携をして今後準備を進めていきたいとの町長のご答弁でございました。北広島町の魅力を最大限にPRしていただける、そのことを願い、私の質問を終わります。以上でございます。

○議長（湊俊文） これで敷本議員の質問を終わります。ここで暫時休憩をとります。10時50分までとします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 42分 休憩

午前 10時 50分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開します。7番、美濃議員の発言を許します。

○7番（美濃孝二） 7番、美濃孝二です。最初に加齢性難聴者への補聴器購入への助成について提案します。年を取ると耳が聞こえづらくなるのは仕方のないことと考えていましたが、今、加齢性難聴が日常生活を不便にするだけでなく、社会活動の減少やコミュニケーションを困難にし、鬱病や認知症の危険因子になると指摘されるようになってきました。2017年に開かれた認知症予防の国際会議、アルツハイマー病協会国際会議において、難聴は高血圧、肥満、糖尿病などとともに認知症の危険因子の一つに挙げられました。さらに2020年のこの会議では、予防可能な12のリスク因子の中で、難聴は、認知症の最も大きなリスク因子であるとの指摘もされています。そこで伺います。加齢性難聴、年を取った時の難聴が認知症の重要な危険因子との認識があるか、町長の所見を伺います。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 難聴になると会話が消極的になり、社会活動の範囲も縮小し、活発な脳の活動そのものが低下し、認知機能に影響を与えると考えられていることについては認識しております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 認知機能の低下に影響があるという認識でありました。これらの指摘から、加齢性難聴を個人任せにせず、社会的に取り組むことが必要になってきているのではないかと。そこで保健課長に伺います。北広島町でどの程度の方が加齢性難聴になっているか。人間ドック、介護認定での難聴者の把握の実態から推定される人数の割合を伺います。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 令和3年度の高齢者の人間ドックでの聴力検査では、28.0%の方が要経過観察で、1.2%の方が医療機関での受診が必要となっております。また介護認定時の聴力の調査項目においては、かなり大きな声なら何とか聞き取れる方が16.8%、ほとんど聞こえない方が1.8%でした。この結果から、医師の診断なしに加齢性難聴者として人数を推定するのは難しいものと考えますが、国立長寿医療研究センターによると、日常生活で支障のある難聴者の割合は、70歳代男性で5人に1人、女性で10人に1人とされております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） かなりの割合で難聴になっている方がおられるということが明らかになりました。調べてみて驚いたのですが、今、話のあった国立長寿医療研究センターの調査によると、全国の難聴者は、65歳以上で推計約1600万人、44%とされています。この比率を北広島町に当てはめると、令和2年度の65歳以上人口は6917人ですから、約3060人にもなります。加齢性難聴は一般的に50歳頃から始まり、65歳を過ぎると急激に増加すると言われています。聴力の低下は気づきにくい場合が多く、定期的な聴力検査、健診による早期発見が重要で、早期発見することにより医療機関への受診、難聴による認知症予防、健康寿命の延伸、ひいては医療費の抑制につながります。しかし、北広島町の特定健診には聴力検査はなく、自ら人間ドック等を受診するほかないため、費用的負担が大きく、受診を控える人も少なくありません。早期発見のために65歳以上の方の特定健診には聴力検査を項目に加えるべきと考えますが、町長の見解を伺います。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 特定健診は、生活習慣病の予防と早期発見を目的としているため、現時点で聴力検査を新たに健診項目に加える考えはありませんが、今後、聴力検査を定期的に受け

る必要性や効果について医師会等と協議し、集団健診や医療機関検診での実施の可否等を検討していきたいと考えております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 現在は考えていないが検討するということですね、ぜひ、これはよく調べていただいて、医師会とも相談していただきたいと思います。加齢性難聴の決定的な治療法はないと言われていています。しかし聞こえにくさを改善する方法はあります。その対処法として、医療の専門家は補聴器の使用を勧めています。そこで伺います。聴力低下が見られる中等度の難聴の方への早期からの補聴器使用が重要とは思わないか、伺います。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 聞こえにくさを感じられたら、補聴器相談医のおられる耳鼻咽喉科を受診し、聴力検査等により補聴器が有効であるか診断してもらい、補聴器の使用について検討されることは重要であると考えております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 後で言おうと思ったんですが、北広島町には耳鼻科外来が1か所ありますが、土曜日の半日だけで、受診期間が限られており、多くの方は可部まで行かなくてはなりません。これでは高齢者が受診するには困難です。それで補聴器がどれぐらい効果があるかという点について、昨年10月、国立長寿医療研究センターが検討、研究した結果を発表しました。それによると中等度難聴のある高齢者が補聴器を使うと一部の認知機能の低下が抑制されることがあると結論づけたのです。しかし日本では余り普及していません。その理由は、購入価格が高いこと、そして高度、重度の聴覚障害者の方しか公的支援の対象になっていないからです。そのため、補聴器をつけないといけない方でも実際にはつけていない、つけている方は14%と言われていています。今の補聴器の価格は、片耳3万円ぐらいから、高価なものでは40万円を超えるものまであります。そのため、低収入の高齢者は購入を諦め、聞こえないまま毎日を過ごさざるを得ないのです。本来は、中等度の加齢性難聴の支援は、国による公的な支援が必要と考えますが、これを待ってはいつになるか分かりません。そのため全国では急速に補聴器購入に補助する自治体が広がり、全日本年金者組合の調査では、10月31日現在、114自治体が補聴器助成を行っているとのこと。東京都港区では、今年4月から助成上限が13万7000円、住民税課税世帯は上限、その半分の6万8500円とのこと。そこで伺います。国の機関が補聴器を使うと認知機能の低下を抑制できると結論づけたのですから、補聴器購入助成を中等度の難聴者に対して行ってはどうか、町長に伺います。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 難聴に苦しむ多くの高齢者への支援として、早期に補聴器を使用することが有効であることは認識しておりますが、現行の支援制度によって、必要度の高い方への支援がされていること、県内市町で同様の事業を行っている事例がないことから、今後のさらなる高齢化や財政状況なども踏まえ、現時点で補聴器購入助成を行うことは難しいと考えております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 財政状況等、県内でやってないということですが、どこかからが始まるわけですから、高齢者の多いところから始める必要があるんじゃないかと思います。この補聴器の問題ですけども、問題なのは、せっかく購入しても使っていない方が少なくない、使って

いないということですが、それはなぜか、脳が音の聞こえない状態に慣れているため、補聴器をつけることで今まで聞こえなかった音が聞こえるようになり、うるさいと感じたり、雑音と感じたりするからだそうです。めがねと違って、すぐにくっきり聞こえるわけではなく、聴覚トレーニングなどが必要なのです。トレーニングによって、その人に合わせて補聴器を調整することが重要ですが、必要な調整が行われていない方が多いことが課題だそうです。こうした調整を行う専門家が認定補聴器技能者です。補聴器を調整すると、脳が補聴器の音を聞き取れるようにするトレーニングを一体的にすることで、本人の聞こえに合わせて聞き取れるようにしていきます。使い始めて1週間、2週間後、1か月後と効果を確認しながら、不快でない音量に微調整していき、個人差はあるそうですが、3か月ぐらいたつと違和感が減る方が多いとのこと。このように補聴器を上手に使いこなすには専門家のフォローが欠かせないのです。そこで伺います。認知症予防の観点から、町の窓口で補聴器相談員や認定補聴器技能者に相談できる体制づくり、先ほど診断を受けたらとありましたが、この町内には非常に限られているわけです。ですから、相談体制を町が行うということがないと、どうしても諦めてしまうんじゃないかということで、町の体制づくりが必要だと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 保健課に相談いただければ、補聴器相談員のおられる耳鼻咽喉科や認定補聴器技能者のおられる補聴器販売店など、ご紹介をさせていただきます。また、介護支援専門員を対象に高齢者難聴の理解を深めるため、補聴器相談員を講師に招き、研修会を予定しているところでございます。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 耳鼻科というのは、今、町内にある耳鼻科のことでしょうか。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 補聴器相談員のおられる耳鼻咽喉科につきましては、残念ながら町内にはございません。安芸高田市、あるいは安佐北区の耳鼻咽喉科をご紹介することになるかと思えます。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） やはり近くはない、研修会等を行っているということですが、もっともっと周知をしていただいて、そうであるならば、保健課のほうに相談してくださいということをお知らせしていただく必要があるんじゃないか。でもなかなか中等度になりますと、自らが難聴だという認識がなかなかない方が多くて、何とかやりくりしているという状態があると思うんです。ですから、先ほどお話ししましたように、健診項目に追加するとか、その時の相談体制を確立するとか、補聴器を購入補助するとか、そういう整理をしていくことが必要ではないかというふうに思います。今日の一般質問では、加齢性難聴が認知症の危険因子との認識があるにもかかわらず、検査項目、特定健診の検査項目の追加や補聴器への購入補助の今は考えはないと。専門家による相談体制は、保健課に相談していただければ紹介をするということではありますけれども、極めて不十分だというふうに考えます。これでは高齢者の聴力低下による閉じこもり、積極的な社会参加や地域交流、健康増進、認知症予防のために町として必要な手だてが取れるのか、非常に心配です。最後に、町長どうお考えでしょうか。お考えがあれば伺います。

○議長（湊俊文） 町長。

- 町長（箕野博司） 先ほど担当からもお話をさせていただきましたが、医師会等とも協議しながら、できることは前に進めてまいりたいというふうに思っております。
- 議長（湊俊文） 美濃議員。
- 7番（美濃孝二） 医師会と協議をするということですので、ぜひ積極的に働きかけていただきたいと思います。そういうことで、引き続き、私としては補聴器購入への補助が実現できるよう取り上げていきたいというふうに思います。それでは、2つ目の点について質問いたします。途中で質問の順番が前後するかもしれませんので、ご了解を願います。学校給食費の無償化について、町長、教育長に伺いますが、今、急激な物価高騰が家計を直撃しています。そういう中で、1人年間5万円前後の学校給食費は、子育て世帯の重い負担となっています。北広島町では、本年度においては、国の原油・物価高騰の臨時交付金を活用し、値上げ分を補助しますが、来年度継続するかは決まっておらず、値上げ分が子育て世帯を直撃することが懸念されます。そのため全国では今、無償化を求める声が急速に広がっています。ちなみに、北広島町の給食費は、小学校が年額約4万8000円、中学校は約6000円で、小中の子ども2人の世帯では、2人で月約9000円、年間10万円にもなります。物価高騰の中、学校給食費が子育て世帯に重い負担となっていると思わないかどうか、認識を伺います。
- 議長（湊俊文） 学校教育課長。
- 学校教育課長（植田伸二） 急激な物価高騰の中で、各ご家庭での家計のやりくりは大変であろうかと思っております。
- 議長（湊俊文） 美濃議員。
- 7番（美濃孝二） 大変という認識は述べられました。しかし学校給食そのものは、そもそも憲法第26条第2項で、義務教育は、これを無償とするとありますが、現在無償なのは授業料と教科書だけです。しかし、政府は既に約70年前の1951年、文部委員会において義務教育の無償をできるだけ早く広範囲に実現したいとして、学用品、学校給食費などの無償も考えると答弁しています。また学校給食法は、食を通じた心身の健全な発達を目的とし、食育の推進をうたい、教育の一環として実施されており、本来、学校給食は国が措置すべきです。しかし70年たった今でも国は学校給食を無償化しておらず、国の措置を待っているのはいつになるかわかりません。そのため、北広島町では義務教育である小学校、中学校の学校給食を無償にしてはどうか、町長に伺います。
- 議長（湊俊文） 学校教育課長。
- 学校教育課長（植田伸二） 学校給食の無償化につきましては、国の制度として手当てがないのが現状でございます。無償化を行うには財源の確保が課題となってまいります。
- 議長（湊俊文） 美濃議員。
- 7番（美濃孝二） 国の制度にない、財源の確保、では財源があれば何とか考えたいというお考えかどうか、ちょっと聞いてみます。
- 議長（湊俊文） 学校教育課長。
- 学校教育課長（植田伸二） 大きな国制度の改革であったり、手当てであったりということが財源の確保はできるものと考えております。
- 議長（湊俊文） 美濃議員。
- 7番（美濃孝二） 財源の問題というふうに言われました。文部科学省が2017年、小中学校の調査をしたところ、小学校、中学校ともに学校給食が無償なのは76自治体、うち71自治

体が人口3万人未満、さらに56自治体が1万人未満で、人口の少ない自治体で学校給食を無償化しています。その後2022年3月、子どもと教育、文化を守る京都府民会議の全国調査では、回答のあった都道府県で、小中学校の給食費を無償化している自治体は161と広がっているとのことです。京都府伊根町では、2015年から給食費、教材費、修学旅行費を無償にしました。最初、食事は親の務めと難色を示していた町長も、子育てする親を応援するため決断したとのことです。このように全国で無償化している自治体は、どこも財政が決して豊かではありません。しかし、どの子ども学び、成長していくために給食費の無償化が重要であるとの認識を共有し、実現しています。また、無償化している自治体は、町の自慢はおいしい給食、子育て支援が充実すると若い世帯が増えて活性化している。とのことです。また、10月7日、日本共産党の小池参議院議員の代表質問に対し、岸田首相は、学校給食法は、自治体判断で全額補助を否定していないと認めました。受益者負担という話もありますが、それであればこのような答弁はないはずです。問題は、自治体の首長の決断であり、このように首長の決断で無償化している自治体について、今度は町長の答弁を求めます。どう思われるか。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） 本町もそうではありますが、財政的には非常に厳しい状況だと認識をしております。そうした中で、各市町で状況判断しながら、本町も医療費等の低減とか、いろんな取組をしておりますけども、そこそこの違いはあるというふうに思っております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 医療費なんかはやってるということで、認めてほしいということかもしれませんが、財政の問題が言われました。財政が厳しいのはどこもそうですが、すぐに完全無償化ができなくても、一部でも助成し、1割でも2割でも助成し、子育てを応援する考えはないでしょうか、伺います。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 先ほど議員ご指摘のありました物価高騰に対する地方創生交付金を活用することや、他の子育て世代への支援策も含め、総合的に支援してまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 総合的にということでありました。学校給食費というのは支援が一部あるんですね。それは就学援助であります。その場合、学校給食費の援助が受けられますが、北広島町の小中1153人のうち、小学生約100人、中学生約60人とのことです。全体の13.9%にとどまっています。この就学援助の問題ですけども、自治体によって違いがあるんです。県内で高いところは、竹原市、庄原市、神石高原町、これは生活保護基準の1.5倍まで就学援助が受けられる。ところが北広島町は1.1倍以下、1.1倍かもしれませんが、条件が厳しいのが現実ですが、間違いがないかどうか。また、北広島町は、なぜ収入基準が県内で最低クラスなのか伺います。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 今、議員が申されました認定者数、受給率については間違いございません。認定基準につきましては、本町は生活保護基準に従い算出した額の1.3倍して得た額未満の場合としております。これは県内における標準的な基準であると考えております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

- 7番(美濃孝二) 現在、1.3倍だということで、私の資料が間違っていたのかもしれませんが、これをもうちょっと上げるということは考えられないですか。庄原市は1.5倍、神石高原町も1.5倍ということで、そうしますと、かなりの部分が救済できるのではないかと思います、いかがでしょうか。
- 議長(湊俊文) 学校教育課長。
- 学校教育課長(植田伸二) 本町の基準につきましては、全国的にも標準的な認定基準となっております、現在のところ、引上げは考えておりません。制度の周知に努め、該当される方に漏れがないよう取り組んでまいりたいと考えております。
- 議長(湊俊文) 美濃議員。
- 7番(美濃孝二) 1.3倍は全国の平均だということは承知しております。しかし都市部と、それと中山間地で人口減少が厳しいところというところでは、やっぱり状況は違うんじゃないかと。やはり今言った3市町はやはり厳しいところでありますね。検討していると、検討という言葉はいろいろあって、確証を今度はするという話にもなっている自治体もありますが、考えてみるというお考えないでしょうか、町長に伺います。
- 議長(湊俊文) 学校教育課長。
- 学校教育課長(植田伸二) この判断基準は、それぞれの自治体に任されているという実態がございます。全国的にその基準が上がってくるとか、それなりにまた手当が出てくるとか、そういう状況も踏まえながら、状況を見て検討してみたいと思います。
- 議長(湊俊文) 美濃議員。
- 7番(美濃孝二) ぜひ、その基準そのものを見直せば、かなりの人たちが支援できると思いますので、提案しておきます。先ほどから財政の問題が言われましたが、その前に給食費の徴収方法が変わるという話ですので、現在の学校給食会計及び徴収方法についてどうなっているか伺います。
- 議長(湊俊文) 学校教育課長。
- 学校教育課長(植田伸二) 現在の学校給食会計は、町内の各調理場ごとに設置をされており、管理運営されております。徴収方法は全て口座振替となっております。
- 議長(湊俊文) 美濃議員。
- 7番(美濃孝二) 各調理場ごとということですが、この会計について、国は公会計化を進めているとのことですが、北広島町も公会計化を進めていくということですが、まだ、町民の皆さんには周知されておられないので、どうなるのか説明をお願いします。
- 議長(湊俊文) 学校教育課長。
- 学校教育課長(植田伸二) 現在、調理場ごとに設置されている学校給食会計は、今年度末、令和4年度末で精算をしまして、来年度令和5年度から町の一般会計に計上し、公会計とする予定としております。保護者への通知につきましては、この12月に通知をする予定としております。
- 議長(湊俊文) 美濃議員。
- 7番(美濃孝二) 公会計になるとどういう効果があるのか伺います。
- 議長(湊俊文) 学校教育課長。
- 学校教育課長(植田伸二) まず、今、各給食会計では、1金融機関の口座振替ということでお願いをしておるんですけれども、それを町の公金、口座振替制度による6つの金融機関それぞれ



れ選んでいただけることとなります。それと、これまで私債権であったものが公債権ということで、町で責任をもって徴収、管理させていただき、しっかりとした徴収をさせていただけるということ、学校の負担が大きく減ります。それと、今度、町の一般会計で歳入としまして賄い材料費として、年間で大きなまとまった額になりまして、値上がりによる影響によって給食の賄い材料費の支払いが急に困るといったことに対しては、支払の対応が可能になるというふうに考えております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） そこはもうちょっと聞きたいんですけども、値上がりによって対応ができるというのは、どんなふうになるんですか。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 学校給食会計は、皆様からそれぞれ保護者の方から給食費をいただいて、その収入から材料費を払っているんですけども、集まった額がどうしてもスケールが小さいものですから、材料費を払うものが急に上がってたくさん払わなければいけなくなった時に足りないということが考えられるんですけども、そういったことに対して対応が可能になる。町全体で1年間分の予算を計上していますので、支払いが可能になります。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） そういうことで値上がりしたら、今回のように、町の財源から出すこともあると。ある意味補助することもある。それが拡大していけばいいんですけども、それは大きな効果だと思います。公会計となれば、給食費の額について町が助成を行い、他県のようにカニや石見牛など特産品や地元の食材を活用した給食も可能になるのではないかと。北広島町の特産品では、北広島町まちづくり会社はなえーるが今開発に努力をされていますが、先ほどもちょっと話のあった芸北あまごや、レモンサーモン、芸北高原豚等を特別食として提供し、子どもたちが地元の自慢できる食材を楽しむことができるのではないかと。思うんですが、もし可能なら、教育長に伺います。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 学校給食の考え方として、今、食材料費の自己負担ということでお願いをしております。収入に対して歳出、来年度の予算につきましても同額で考えておりまして、収入の中での支出が基本であるというふうに思っております。その中で、地元の特産品が導入できれば、しっかり給食のメニューの中にも取り込んでいきたいというふうに考えております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） これまでよりも不可能ではなくなるのではないかと感じをしますので、議会もそういう形で相談をさせていただきたいというふうに思います。次に、少子化問題なんですが、新型コロナ感染拡大が長期化し、おさまる気配はなく、さらには円安等により物価や光熱水費の果てしない高騰が続いています。少子化対策、定住・転入促進、地域促進のため、とりわけ少子化対策、子育て応援としても学校給食の無償化は重要と考えますが、再度、町長の考えを伺います。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 本町では、平成27年度に総合戦略、平成28年度に長期総合計画を策定し、少子化対策、子育て対策を最重点施策として取り組んでいるところです。住宅支援

や医療費の助成など、本町独自の取組も行う中で、常に評価、検証を行いながら、財源の確保も含め、効果的な施策の展開を図ってまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） お考えなんだけれども、学校給食はまた別の問題よというふうに考えます。考えていくことはあったにしても、残念なんです。9月29日の朝日新聞に、出生率2.95伸ばし、奇跡の岡山県奈義町との記事が掲載されました。様々な独自支援策の中に小中学校の給食費の補助を実施しているとのこと。それなら、人口減少対策について、先ほども総合的という話もありましたけれども、どういう方法で北広島町、合併時の半分にもなっている出生数を増やして、人口ビジョンで掲げた目標を実現して人口減少を抑える考えがあるのかどうか。少し話はありましたが、町長はどのようにお考えなのか。以前にも聞きましたが、お伺いします。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 令和3年度に見直しました長期総合計画でも、人口減少、少子化・高齢化の進展は、本町においても待ったなしの課題として取り組むこととしております。この計画に掲げる各種施策、とりわけ施策分野Ⅱ、にぎわいと活気に満ちたまちづくり、1、暮らしの基盤となる住環境の充実、2、子どもの健やかな成長を支える環境づくりに掲げる施策を着実に実施することで、人口減少に歯止めをかけ、計画のテーマであります新たな感動、活力をつくる北広島町、人がつながり、力あふれるまちを実現してまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 長期総合計画立てているよと。なかなか食い止められないということで、具体的な考えはないように感じました、残念です。財政が厳しいと先ほどから言われるので、財政問題について伺います。学校給食を完全無償化するための予算はどれぐらい必要か伺います。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 北広島町の小中学校児童生徒1150人に1食平均300円の給食を年間200回提供するとして、1年間で約6900万円の予算が必要となります。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 6900万円ということ。その財源がないないということなので、私なりに提案をしてみます。町としては、第4次行政改革大綱でかなりの部分出されておりますので、ダブる分もありますが、その点も含めて伺います。1つは、きれいセンターへの町負担金の削減です。きれいセンターに搬入される事業系燃えるごみを4割、家庭からの燃えるごみを2割資源化を徹底して進め、全体で3割削減できれば、令和4年度で町負担金を約2000万円削減できます。これは今後のきれいセンターのあり方への負担にも大きく影響します。この問題は以前から指摘しているところです。もう1つは、町の各種補助金について。今年度は1割カットという厳しい措置がされましたけれども、これについては様々な意見があります。第三者委員会を設けて、役割が終わったものや不公平な補助金は見直し、削減をすること。3つ目は、町が借用している土地の賃借料を見直して、町民が納得できる適正な価格にすること。4つ目は、本格的に町有林を整備し、木材の売却利益を生み出すとともに、将来の財源を確保すること。ほかにも多々あると思いますが、少なくとも、すぐにでも取りかかれることはあるんじゃないか。ほかにも行革大綱にあります。まず、この4点についてどのようなお考えか、お伺いします。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 議員のご提案につきましては、財政的な歳入確保ということで現在取り組んでいるものも検討中のものもでございます。持続可能なまちづくりには安定した財政基盤であることが基本であります。具体的には、今年度からの第4次行政改革大綱に基づき、歳入・歳出両面で健全な行財政運営を目指し取り組んでいるところでございます。効果額など町全体で情報の共有を図り、町民の皆さんとともに未来につながるまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） いや私、4つの具体的な話をしたので、具体的にお答えください。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 具体的にということで、項目1つずつでお答えをさせていただきますと、まず、1点目のごみの減量化による削減効果、議員が言われるような方法によりまして、効果があるのか、実効性があるのかにつきましては、すみません、ちょっと検証しておりません。ただ、ごみの減量化につきましては、本町が今後取り組んでいくカーボンニュートラルの取組に向けたものにも関わってまいりますので、その中で検討していきたいというふうに考えております。2点目の補助金の見直しにつきましては、平成27年度から補助金自体の必要性、有効性、妥当性などを判断材料としまして見直しを行ってきている状況でございます。今後の取組につきましては、特に方法についての策定はしておりませんが、予算編成を見据えた取組としまして、これまでどおりの取組を続けていきたいというふうに考えております。第三者委員会の設置については現在のところ考えておりません。あくまで自助的な取組として実施をさせていただければと思います。3点目の底地が借地となっている公共施設、この借地につきましては、町としても大きな課題だと認識しております。具体的には、解決方法というのはまだ見いだしておりません。現在は、検討していない状況でございます。4点目の町有林の整備につきましては、これまでも実施はしております。町有林の売却につきましては実施をしておる状況でございます。以上です。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 燃えるごみについて検証していないというのはなぜなのか。これだけ重大な問題なのになぜしないのか、伺います。これまでどおり町補助金をといたしますと、例えば今年度1割カットというのは、これまでどおりなのかどうか。土地の賃借料については、解決方法を見いだしていない。全町で3000万円以上の負担になっている。そろそろ更新時期に来るんじゃないかということで、この更新時期に向けてどうするのか。4つ目は、木材の問題ですが、これもこれまでと実施になると、まだまだ少ない。本格的な実施になっていない。じゃあ本気になって財源を確保することならば、どうするのか。例えば、農林課はどうするのか。いうことも含めて伺います。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 1点目のごみの減量化につきましては、検証していないというのは、すみません、私の言い方がちょっと不十分だったと思いますが、効果額として、それだけの効果が上がるかどうかというところをつかみ切れてないというようなことです。ただ、これにつきましては、取組としては、先ほども申し上げましたとおり、実施していく必要があるというふうには認識しておりますので、カーボンニュートラル、ゼロカーボンの取組の中で実施をさ

せていただければと思います。補助金の見直しにつきましては、昨年度10%カットは確かに実施させていただいております。これは全体の補助金の中で、町財政の厳しい中で10%のご協力をお願いしたいというところでもあります。ただ、それまでも実際に補助金に関しましては、削減効果というのは今のところ、絶大な効果があったかと言われると、それについては何とも申し上げられませんが、取組としましては、今、経常的に補助金として支出しているもの、これを本当に出し続けるというスタンスでいいのかどうかという目線から削減に向けて取組をさせていただいている状況でございます。これにつきましては、今後もその補助金のあり方等について考えていく中で、実施していきたいというふうに考えております。3点目の土地の使用料につきましては、確かに議員おっしゃいますとおり、借地することによりまして土地の使用料というもの、これ莫大な金額、毎年上がっているのは事実でございますが、それにつきまして、例えば持ち主の方に返還するであるとか、金額を適正なものに見直すというところにつきましては、現在こういった形が効果的なのかというところ、また、こういった形があるべき姿なのかというところは、すみません、まだ今のところ未検討であるというのが事実でございます。木材の関係ですが、これは本格的にというところがちょっとこういった捉まえなのかというのを私承知しかねますが、事業としては全くやってないわけではなくて、その年その年、年度によってムラはあると思いますが、実施はしておるという状況でございます。以上です。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） ごみの問題で検証効果が分からないと。これ簡単なことなんですよ。きれいセンターと相談すればすぐ出てきます。やってないだけです。それと補助金については、このままではまた1割カットとなりかねないと思いますね。それと土地の賃借料については、未検討ですが、これ検討する必要がある。交渉すべきだと、当初の借り入れた価格と適正なのかということの本格的に考えていくということで、木材の問題については簡単にはいきませんが、やはり町全体の行政としてどうすべきかということは明らかにすべきだと思います。しっかりした回答はありませんが、引き続き財源確保の問題も併せて学校給食の実現等含めて追求していきたいと思います。例えば学校給食、ちょっと戻りますが、令和5年度から1割助成ということも考えられないか。700万円あれば可能なんです。その後どうするかということを考えていくと、財源確保と併せて。とにかく今は、物価高騰の苦しみがあって、今手だてがないわけです。ですから、来年度予算に、全額は無理でも、1割だけでも助成するということは全く考えがないのかどうか、伺います。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 現在のところ考えておりません。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 町長どうですか。この点について。まずは1割助成。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） 担当課長が申し上げたとおりでございます。出生数が減少していることは本町にとっても大きな課題でありますけれども、日本全体としても大きな課題だというふうに思っております。本町では、先ほども少し申し上げましたが、いろいろな対策も実行してきておるわけでありまして、それらも引き続きやっていくということになれば、新たな支援をというのはなかなか財政的には厳しいというふうに認識をしております。ただ、今後も引き続き研究、

検討はしていかなければならない問題だというふうには考えております。いずれにしても、そういう補助も大切だと思いますけども、一番は、町全体として魅力的なまちになっていくということが総合的な判断をしていただく上では必要になるというふうに思っております。そうしたまちづくりを町民の皆さんとともに進めてまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 補助も大切だがという話ですけど、補助が大切なんですね。ですから、国の臨時交付金を使って給食費の値上げ分を助成したと。ところが来年度はもうないと。ならば、町が助成してでも行うということは全然矛盾じゃないんじゃないか。来年度から、公会計化するという機会にぜひ学校給食費を無償化に向けて取り組んでいただけるよう、強く述べて、要請して一般質問を終わります。

○議長（湊俊文） これで美濃議員の質問を終わります。ここで暫時休憩をとります。午後1時までとします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 41分 休憩

午後 1時 00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開します。午前中に引き続き、一般質問を行います。美濃議員。

○7番（美濃孝二） 発言の訂正をお願いします。先ほど午前中の一般質問の中で、学校給食の無償化の提案を質問した中で、北広島町の給食費は、小学校が年額約4万8000円、中学校約6万円と言うべきところを6000円と言ってしまいました。発言の訂正をお願いします。

○議長（湊俊文） 2番、伊藤立真議員の発言を許します。

○2番（伊藤立真） 2番、伊藤立真です。今日は、先に通告しております基幹集会所等の地元譲渡の進捗についてと、スマート農業の北広島町での展開、この2点について質問してまいります。まず、基幹集会所等の地元譲渡の進捗についてお尋ねしていきます。町は、町内に点在する、町が所有する公共施設等について、現行のまま全ての施設を維持管理するのは困難であり、適切な状態で維持管理するために公共施設等総合管理計画及び個別施設計画を策定し、考える方向性として、基幹集会所等の地元への譲渡を基本とする協議を進めています。基幹集会所等の譲渡について、地元協議をして課題解決をしながら、持続可能なあり方を考えるとしておりますけども、その取組、進捗状況について伺ってまいります。基幹集会所等の譲渡に関連する地元協議、特に施設の老朽化が進んでいる豊平地域から進めるということで、これは豊平地域に限ったことではなく、町内全域で進めていくんだということを当初考えを示された際に確認しております。この各地域の具体的な進捗状況について、まずは伺います。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 各地域の進捗状況についてですが、豊平地域につきましては、令和3年11月に地域全体の説明会を、今年2月に1回目、8月に2回目のヒアリングを自治

会単位で実施し、地元譲渡における地域の意向や課題の聞き取りを行っております。その他3地域、芸北、大朝、千代田につきましては、今年10月に旧町単位での全体説明会を開催し、集会施設のあり方について、町から方針の説明を行い、11月下旬から、各振興会、連合会単位での1回目のヒアリングを実施している状況でございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 全町地区でということでしたけども、全体の説明会で1年ぐらいの差が生じているけども、全域でやっているというふうな内容かと思います。豊平地域では、2回という回答でしたけども、2回以上ヒアリングされている地区があるかと思いますが。実際はどういう状況でしょうか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 豊平地域につきましては、12施設対象地域がございますけども、2回ないし3回のヒアリング行っておりますが、回答については様々でございます。個別には申し上げられませんが、半数以上につきましては、おおむね譲渡に対して前向きに考えていらっしゃるというふうに解釈をしております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 豊平地域においては、それぞれの地域でヒアリングを進められているということで、豊平地域以外の3地域、これは11月下旬から各振興会、連合会単位で1回目のヒアリングを実施しているという内容でしたけども、全ての単位で1回目は行われているということよろしいでしょうか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 地域によってまだ様々でございます。千代田地域におきましては、ほぼ終わりかけていますけども、その他2地域につきましては、まだ進行中でございます。ヒアリング内容等、まだ集計はできておりません。以上でございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 地元協議、町内満遍なく平等に進められるようお願いをしたいところですけども、豊平地域での地元協議に関連して数か所の自治振興会役員の方から相談なり問い合わせを受けました。その際、「集会施設の今後のあり方について」と題した今年8月2日付の豊平地域自治振興会全体資料の写しを協議に参加された方から頂戴をいたしました。問い合わせ等に回答するため、担当課等に資料の内容確認をして、一定のお答えをさせていただいたところですけども、その資料には、この地元協議、地元譲渡に関する背景、現状の課題、集会所施設の整備方針案、譲渡後の運営及び管理案、今後の動き、この5項目について記述をされております。その中に、仮称ではありますが、譲渡集会施設等整備補助金制度を創設し、施設の維持管理を行っていただきたいと思っておりますというくだりがございます。しかし、新補助制度案ということではありますが、この案について、今の時点で、議会に対して何ら考え方の説明なり資料提示などが全くされていないというふうに思っております。地元の方から資料をいただければじめてどういった状況なのか知る状況だったということで、まだ、議員経験とても浅いんですけども、その私でも、とても情けない思いをしたということがございます。基幹集会所等の譲渡について地元協議をして、課題解決をしながら持続可能なあり方を考えるということについては、今の町の状況から見て必要なことの一つというふうに思っておりますけども、このような進め方では、残念ながら疑念を持ってしまうところがあります。このことをどう思

ってらっしゃるのか、考えを伺います。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 議会に対しましては、これまで全体の公共施設のあり方について、議員、先ほどおっしゃったとおり、町の公共施設等総合管理計画などをご説明させていただき、基幹集会所につきましては、地元への譲渡を基本に作業を進めることをご理解いただいているものと考えます。譲渡を受けるに当たっては、将来的な建物の修繕や改修、最終的には解体まで地元が負担することに対して心配される声をヒアリングでお聞きし、現行のコミュニティーホーム整備費補助金では不十分との意見をいただきました。このことから、譲渡を受けた集会所に限った補助金制度を検討したところでございます。この補助金制度は、現段階では、まだ案の状態であり、豊平地域のヒアリングを受けて作成したものでございます。他3地域のヒアリングを踏まえて固めさせていただき、改めて議会へ最終案を説明したいと考えております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 固まった最終案で議会に説明するというふうなことですけども、既に新しい制度案を示されて、各地域単位でお話をもう進められているわけです。そのことを案としてでもこちらのほうにお伝えいただかなければ、問合わせや相談をされた時、答えようが本当にないんです。新制度案について考え方なり説明なりをすべきではないかと言っているんです、私は。これでいいというふうにお考えでしょうか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 地域の方におかれましては、このたびの集会所譲渡の提案について、町の説明につきまして、議員に相談をしたと言われる方も結構いらっしゃいました。その点を考えますと、若干の配慮が足りなかったかなというふうに反省をしております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 新補助制度案、これは要綱で、議会の承認は特に必要ないと思うんですけども、考え方や途中経過、資料提示など適切なタイミングを見計らってご説明いただけたらなというふうな思いでおりますので、よろしくお願ひします。今後の動きとして、町の方針の周知と各地区への聞き取りから、聞き取り内容の整理と対応策を作成し、各地区との協議による対応策の作成というのも全体会の中の資料のほうに書かれてあります。地元協議を進める中で、どのような考えや課題が事項として上げられているのでしょうか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 譲渡を受けるに当たって、指定管理料がなくなる中での維持管理に係る費用負担について、地域が負担していけるか、建物の修繕や改修が見込まれる中で、多額の費用が発生し、工事費等の自己負担部分を地域で負担できるかといった費用面での課題が上げられています。このことから、合併浄化槽管理費など大きな負担となる経常経費の町の負担や譲渡施設を対象とした補助金の制度等、地域の負担を少なくするための方策を検討しております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 課題事項として、譲渡後に地域が負担していけるかといった費用の面の課題が上げられているというお答えだと。この話に関連して複数の自治振興会役員の方から複数お

話をお聞きすると、地域ごとに事情が異なるものもあるんですけども、譲渡を受ける時に共通する課題が私も見えてきております。1つ目は、老朽化によって、以前から修繕要望を出している建物の場合で、現状のまま譲渡を受けたのではメリットがないということです。地元からすれば、修繕してから譲渡を受けたいというのは当然のことだと思います。それが難しいということであれば、地元協議の中で、妥協点を模索するということになると思うんですけども、一定程度の修繕を施すといったような協議は、中でどのように検討されているんでしょうか、お答えください。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 集会所の修繕につきましては、かねてから要望をいただきながらもなかなかお応えできてない現状がございます。この修繕費用につきましても、新たな補助制度の中で、地域の負担を軽減する方向で今後協議を重ねてまいります。以上でございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 新たな補助制度の中で地域負担の軽減策を協議するということですが、現時点で説明できることということはありませんでしょうか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 譲渡案の中で、説明資料の中で補助金制度のたたき台というのは示させていただいていると思うんですけども、それが基本ということで今後考えていきたいと思えます。施設によっては大変大きな規模の施設もございまして、果たしてそれが当てはまるのかどうかというところは、町のほうとしましても考える必要があるのではないかと思います。以上でございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 譲渡を受ける場合の懸念1つ申し上げまして、次、2つ目なんですけども、指定管理料や借地料で賄っている費用の捻出ということの相談があります。譲渡を受けた後に電気やガスといった光熱費の負担が地元負担になると、その費用捻出のために新たに使用料の設定をしたり、負担額を増額してもらったり、地域の方にですね。地域住民や利用者の負担増を考えなくちゃいけないというふうに苦慮されている役員の方が大変多いです。このことについては、どのように協議を進められていきますか、伺います。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 経常経費の負担につきましては、地域によっては戸数が減少していく中で、負担が厳しいとのご意見をいただいております。譲渡を行うことにより、例えば民間事業者への営利目的での利用等、これまでの公共施設では制限されていた利用が可能となり、利用料の収入が見込まれると考えます。ただし、主たる利用は地域住民であることから、経常経費の町の負担については今後検討していく考えでございます。以上でございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 営利目的での施設利用での収入増が期待できるというふうなお答えですけども、なかなかそう頻繁にこういった状況はないんじゃないかなというふうに思います。経常経費の町負担についても検討していくということですけども、これも先ほどと一緒なんですけども、現時点で考えられることというのはないでしょうか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 先ほど申しましたとおり、例えば合併処理浄化槽の維持点



検といったようなコストの部分については、ある程度町で負担できるのではないかというふう  
に思っております。そういったところを基本にして、そういった経費の中身については考えて  
いきたいというふうに思っております。補助制度として考えていきたいというふうに思ってお  
ります。以上でございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） いろいろ協議を進められる中で、役に立つ補助制度を考えていくというふう  
に受け取らせていただきますけども、先ほど申した資料の中にある新しい補助制度、譲渡集  
会施設等整備補助金制度、仮称の分ですけども、このことに関連して、ちょっと確認したいこ  
とが一つございます。譲渡を受けた後に建物の解体について、新補助制度案では、その経費の  
全額を町負担とするというふうな記述がございます。これは、その方向で考えているというこ  
とでよろしいでしょうか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 現在検討している案としましては、全額町負担ということ  
を考えております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 譲渡協議が始まって以降、その解体の時の費用をどうするんだというふうな  
ことを当初かなり不安に思われている方がいらっしゃいました。そういう意味では、今のお答  
えで、この部分については納得をされている方が多いのではないかというふうに思います。こ  
の地元協議なんですけども、説明会等々の中で、行政側の、説明者側の譲渡ありきの空気感や  
言葉遣いで進められ、基幹集会所が災害時の避難所として機能していること、コロナ禍で地域  
の集まりがなくなったところで、基幹集会所をまた集まりの場所として復活させたいという地  
域の思いを受け止めるような感じがしない。残念ながらこういった声が出てます。どこまで地域  
のことを考えて進められているのか分からないという声も聞いています。地域に寄り添った対  
応が求められているということなのですが、こういった声を受けて、この譲渡協議、譲渡に向  
けた協議をどのように進められていきますか、伺います。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） 今後の基幹集会所についてどう考えていくのかということについて、私の  
ほうからご答弁させていただきます。その前に、少し全般的なお話をさせていただきたいと思  
います。本町の現状を見る時に、人口減少でありますとか自主財源の減少などにより財政の緊  
縮化が進んでおります。その一方で、今回でもいろいろご意見、ご提案いただいておりますけども、  
医療、介護、福祉、子育てなどへの財源の確保、大規模化する災害への対応、次世代に向けた  
デジタル化や脱炭素社会への取組など、町民生活の維持向上を図っていかねばなりません。  
そのためには、将来を見据えた財政の適正化に向けていろいろな取組が必要となってきており  
ます。公共施設の整理・統合、これも一つの考えであります。これまでも説明してきておりま  
すとおおり、公共施設のほとんどが旧町時代に当時の必要性により整備されたものではありま  
すけれども、老朽化も進み、人口減少や利用状況の実態を見た時、現行のまま全ての施設を維持  
管理していくことは困難であり、現実的ではないというふうに思っております。その中で、今、  
議論になってます基幹集会所ですけども、この基幹集会所については、地域に密着したコミュ  
ニティーの拠点として必要な施設と考えておりますので、どんな形で、どんな方法で維持管理  
すれば、将来にわたって持続可能な施設とできるのか。老朽化施設も多くあり、いつまでも先

送りできないという喫緊の課題として捉え、町の考え方を早目に提示させていただいたものがあります。地元譲渡によるメリットは、公が管理するよりも地元管理にするほうがスピーディーで安価な維持修繕、先ほども解体の話がありましたけども、公が解体するよりも、地元のほうで民間契約の中で解体していただくほうが、はるかに安価に済みます。それに対して、補助していったほうが財政的には有利であるというふうな考え方もあります。また、利用につきましても、自由な活用ができるというふうなメリットもございます。一方で、ただ単に譲渡するだけでは地元負担が増えるということになります。先ほど答弁させていただきましたとおり、新たな補助金制度の創設のほか、地域エネルギーの活用、太陽光発電とか活用などによる維持管理経費の捻出、コミュニティー助成事業などによる建築や大規模改修への対応など、できるだけ負担が最小限に抑えられる方法を今検討しているところであります。現在、地元の皆さんの思いをお聞きしているところでありますので、全体の意見を整理し、出てきた課題や懸念に対しまして、早いうちに町の対応案をまたお返ししようと思っております。議会に対しましては、地元との協議の中で、ある程度の整理方針、途中経過も含めて報告、説明をいたしたいと思っております。いずれにしても、それぞれの施設の規模や老朽度、利用状況や維持管理経費など、かなり違いがありますので、今後も丁寧に話し合いを行い、ある程度の負担が発生しても、将来に向けて地域の拠点が維持管理できると納得していただいたところから順次進めてまいりたいというふうに考えております。どうかご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 今、副町長のほうから、このことに対する背景含め、今後の計画についてお話いただきました。地域ごとに実情であるとか、背景であるとか、様々な違いがあることは承知しております。この中で、地元譲渡を進めていくという話を進められているので、なかなか結論が見いだせないことというのも分かります。協議を進める中で、地域住民の意見や考えを真摯に受け止めていただき、北広島町の将来を地域に寄り添った対応で、ともに考えていただくように強く求めるとともに、繰り返しになりますけども、議会に対して新補助制度案の考えや途中経過、資料提示など、適切なタイミングで行うようにしていただきたいということをお伝えして、1問目の質問を終わります。次に、スマート農業の北広島町の展開ということでお聞きをしております。9月の定例会で、北広島町の農業をどう守るかということで、農業者等に対する給付金等支援策、水田活用交付金の見直し、中核的農業者に対する追加的な支援策について私のほうから質問させていただきました。依然として国際情勢の不安定な状態は解消されておらず、過剰ともいえる円安もおさまる気配はまだありません。生活物資から燃料、農業肥料や畜産飼料などの値上げは、いまだに続いております。厳しい農業環境の中で、地域の主要産業である農業など第1次産業を守るための取組は、将来の地域、これを維持するためにも進めていかなければならないことというふうに思います。いかにして地域農業、農地を守っていくかは喫緊の課題です。担い手確保、就農者の確保等人材確保が一つのポイントになるかと思っております。そのためには安定した経営が必須であり、そこには安定した収入と働く環境整備をしっかりと考えた取組が必要であり、北広島町長期総合計画に掲げられている農業・畜産業の振興で、多様な担い手の育成確保に掲げるスマート農業、これもその一つに当たるといふふうに思います。そのスマート農業ですけども、なぜ、その推進が求められているかをちょっと整理していきたいと思っております。今年の10月に農林水産省がスマート農業の展開について公開した資料、これによりますと、基幹的農業者、自営農業者、これに従事している方の数が

昭和35年には1175万人、これが平成2年になると293万人、平成22年は205万人、令和2年では136万人に減少しています。ほぼ10分の1に減少してきたということです。年齢構成も、平成22年は、60代以下は110万人で、平均年齢は66.2歳ということでしたけども、令和2年では、60代以下は67万人、平均年齢は67.8歳と、農業分野では、担い手の減少、高齢化の進行等で労働力不足が深刻な問題となっています。農業の現場では、依然として人手に頼る作業や熟練者でなければならない作業が多く、省力化、人手の確保、負担の軽減が重要な課題で、農業者が減少する中で1人当たりの作業面積は逆に拡大していく傾向にあります。地域農業、農地を守るためにロボットやAI、人工知能ですね。IoT通信での自立動作、こういった先端技術を活用する農業を一般的にスマート農業というふうに言います。このスマート農業、様々な形態がありますが、中山間水田作において、稲作ですね。身近なところでは、ドローンによる農薬散布で、従来方法の防除と比較して作業時間が10a当たり78%短縮された。また、自動水管理システムで70%短縮された。また、GPSを搭載している直進アシスト田植機、これで18%短縮したと、こういった効果が示されております。今回は、北広島町が進めるスマート農業に関連して質問をしてみたいです。まず、本町のような中山間地域で実現、導入可能なスマート農業の技術や形態、これはどのようなものがあるか、現段階での考えを伺います。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） ICTを活用した稲作におけます農作業をアシストいたしますスマート農業技術としまして、代表的なものとしましては、トラクターやコンバイン、田植機などのGPSを活用した自動操舵システムやドローン防除、ラジコン草刈機、自動水門システムなどがあると考えております。ドローン防除につきましては、ドローン価格の低下や操縦技術者の増加など、町内でも普及しつつある状況と考えております。そのほかにも施設園芸におきましては、環境管理システムによる室温調整やかん水を自動化するものでありますとか、作物の収穫時期をAIが判断するものなど、スマート農業技術につきましては幅広い分野での活用できる技術が現在開発されております。スマート農業の技術導入につきましては、本町のような中山間地域の地理的特徴でありますとか課題について検証し、優先的課題から導入効果について検証を行う必要があると考えております。特に本町農業の基幹であります稲作において検討を行うことが急務であるというふうに考えております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 現段階での考え伺いました。農業の幅広い分野で活用できる技術があるということ、中でも、本町農業の基幹となる稲作で検討を行うのが急務というお考えをお持ちということが分かりました。令和4年度施政方針の中で、町長は、農林業の振興で、水田自動給排水システムの実証実験等を行い、本町に合ったスマート農業の実現に取り組むとありました。スマート農業技術実証実験として200万円を予算化し、モデル地区を設けて水田向け自動給排水システムの実証実験及び効果検証等を行うとされておりましたけども、その実施概要について、まず伺います。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 今年度実施いたしましたスマート農業推進事業実証実験委託業務の概要についてでございますけども、場所につきましては、北広島町の豊平地域吉木地区、対象面積2.27haに自動水門システム10台を設置いたしまして、実証試験の結果の分析、それか

ら報告書の作成等を実施いたしました。今回の実証実験では、4件の大型農家が管理いたします計10枚の圃場に水位・水温計測器及び自動水門システム並びに通信用の基地局を設置いたしました。水位・水温計が水位・水温を定期的に計測いたしまして、水位が設定値よりも下がった場合には自動水門が開き、設定値まで圃場に自動給水いたします。計測データにつきましては、クラウド上に保存されるとともに、設置農家が携帯電話でも確認することができるシステムでございます。携帯電話によります手動によります遠隔操作も可能でありまして、水温を見ながら、高温時には強制的に給水を行うことができます。これらの取組の実証試験及び分析を行ったところでございます。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 実際にスマート農業でどれだけの効果があるよという、ちょっと前段でお話をさせていただきましても、自動給排水システムで70%作業時間が短縮されたということもお話しましたが、今回モデル地域でされた実証実験、水位・水温計が水位・水温を自動検知して、自動で水門が開閉され、携帯電話で状況を把握することができて、状況に応じて遠隔操作で手動でも水門の開閉ができる。こういった実証実験をされたということですね。では、この実証実験、効果検証の結果、どうだったのでしょうか。具体的なメリット・デメリット、つかまれているとお伺いしていきたいと思っております。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 今回の実証実験によります自動水門システムの導入効果については、8月に機器を設置したことから、長期間のデータは得られてはいませんが、降水量がほとんどない日が続いた時でも圃場の水位が保たれており、自動水門システムの設置によります効果が発揮されたことがデータで示されております。また、設置農家にヒアリングを行った結果、25日間の設置期間におけます水の見回りに要した日数が、例年は12回程度行うものに対して4回に減っておりまして、移動時間も360分から120分に減っており、水管理に要する労力が3分の1に減っております。この結果を水管理の移動に係りますガソリン代に置き換えますと、約1500円の経費削減効果があったこととなります。また、水温の上昇時には、携帯電話を使用した手動遠隔操作によりまして給水を行うことによりまして、高温障害の発生を抑えることができたというふうに聞いております。このようなことから、設置による効果が高いと認識しております。今回設置した機器につきましては、他のメーカーの製品と比較いたしまして、圃場への設置が容易なこと、それから通信費用等のランニングコストが必要ないことも大きなメリットというふうに考えております。今年度につきましては、植えつけ当初から刈り取りまでのデータがないため、雑草の生育でありますとか品質や収量への効果といった面は分からない状況でございますけれども、来年度につきましては、しっかりとデータが取れる取組にしていきたいというふうに考えております。デメリットにつきましては、1基当たりの購入経費が約8万円程度必要であるため、圃場を多く管理する農家や法人が設置するためには、大きな設備投資が必要になることがデメリットではないかというふうに考えております。この点につきましても、水管理に必要な経費の節減効果でありますとか、収穫量の増加に伴います収益増加効果等を検証し、導入に対する費用対効果を検証していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 今、丁寧に、そのメリット・デメリットをお答えいただきました。実証実験

を行った農家に私も実際どうだったのというふうに伺ってみました。実証実験開始時期が8月だったというので、通常であれば落水期なんですよ。なので、確かなことは言えんだけでもということだったんですけども、装置のおかげで、確かに距離のある田んぼの現地までの移動時間とか確認を大幅に削減できたというのは話をされてましたし、今まで、このぐらいは水が持つだろうと思っていた田んぼ、実は、その田んぼの水持てが半日しかなかったとか、こういうことを知ることができたとか、はっきり確認することができたので、その効果は大きいということ。来年は田植時期から利用できる、管理できるということで、例えば水を張ったままの状態でも田植ができることも関係するんですけども、適切な水管理から除草剤の効果、これを高める期待もしているんだというふうなことも話をされてました。先ほど高温障害の話も出てましたけども、近年、夏時分の高温、かなり続いています。これ一定程度、32度だったかな、こういう日が続くと、いわゆる乳白米が出るというふうな、警報が出るような感じになってますけども、これらについても水を当てる効果というのは十分期待できるということで、自費でも導入しようかなというふうに、その農家の方はお話をされてたぐらいメリットを感じてらしたということはお伝えしておきます。さて、導入経費がかかるよというのがデメリットに上げられてましたけども、農業・農村の情報通信環境整備に取り組む市町村や農業者団体に対する支援として、国は、農山村・漁村振興交付金の活用をホームページ上で紹介をしてました。スマート農業のための設備導入等に対して調査、計画策定については国庫補助率100%、施設設備は国庫補助率50%というもので、この交付金の応募締切り、これ今年の8月26日でしたけども、下のほうに、締切り後でも問い合わせを受けますというふうに書いてありました。こういった交付金の活用、先ほどの導入経費の負担軽減という面からも考えていけたらいいんじゃないかと思いますが、こういった交付金の活用の考えはないでしょうか、伺います。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 国の農山漁村振興交付金のうち、情報通信環境整備対策は、農業・農村のインフラ管理の省力化・高度化を図るとともに、地域活性やスマート農業の実装を促進するため、情報通信環境の整備を支援するもので、議員の言われますとおり、計画策定事業は100%補助、施設整備事業は2分の1の補助となっております。この事業につきましては、整備計画の策定が必須でありまして、また、施設整備事業は光ファイバーまたは無線基地局等の整備が必要になっております。その附帯設備の整備といたしまして、スマート農業機械等を2分の1の補助で購入することが可能な事業でございます。次年度、この交付金の活用についても検討を行ったところでございますけども、必須項目であります整備計画の策定でありますとか、情報通信施設の整備等、またこれは県の予算を通る関係もございまして、県との調整も必要ということがありまして、令和5年度の導入等につきましては見送りをしたところでございます。

今後につきましては、引き続き取組可能な事業等について、この交付金も含め、その他の交付金、あるいは、いろんなメニューがございますので、その他のことについても検討していきたいというふうに考えております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） この事業のことは当然ご承知いただいて、取組可能な事業等については交付金の国の助成制度等事業については、引き続き検討したいというふうなことでお答えをいただいたというふうに理解します。さて、この農山漁村振興交付金、今のスマート農業の機器導入の補助という点では、獣害わなセンサーの運用も実はイメージをされておまして、スマー

ト農業、これ自体は作業自体の省力化とか効率化というのが注目されがちなんですけども、鳥獣害対策でも、このスマート化というのは効果が期待できる。町内で以前から同様の取組をしている先進的な集団があることも伺っております。実際、東広島市や神石高原町では、行政が箱わなへのセンサー取付支援を行っており、携帯電話やメールで、その柵の状況通知がされることから、捕獲の早期把握や箱わなの見回り負担の軽減、迅速なジビエ活用への波及効果も期待されているところです。効果的な有害鳥獣対策は、農業者の生産意欲や農作物安定収入には欠かせません。このような取組を町内全域を対象に営農集団や有害鳥獣駆除班、捕獲管理者、あるいはジビエ活用者等組織的に体制をつくって取り組んでいく意味は大きいというふうにも思います。検討や具体化への取組の支援はできないでしょうか、伺います。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 鳥獣対策等の箱わなの見回りの軽減のため、平成30年にセンサー付カメラ3基の導入、また、令和元年度におきましては自動捕獲システムを4基導入しております。箱わなへのセンサーがついておりまして、有害獣が入りますと入口が閉鎖し、携帯電話にメールで画像が確認できるようなものを導入したものでございますけども、しかしながら、その当時の機械等につきましては、実用化にはなかなかほど遠いような結果となっております、さらに広域での監視システムを検討した経緯もありますけども、システム導入費用が高価であるため、それ以降の導入には至っておりません。それ以降いろんな機械出ておりますけども、現段階では、そういった導入には至っていないような状況でございます。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） どうしてもこういったものには費用がかかる。その費用負担軽減のために、先ほど紹介したような農水の事業、国の事業も活用したらということでお話をさせていただいたところですけども、先ほどの質問で、そういったセンサーのシステム導入そのものの導入ということではなくて、それもなんですけども、システム導入から、有害鳥獣の捕獲の早期把握とか箱わなの見回り負担の軽減、迅速なジビエ活用への波及効果も期待されるということへつなげて、そういった有害鳥獣対策の一連の流れの中として、組織的な体制を取ることができないだろうか、そういうお考え、立てられるお考えはないだろうか。そういったところ、ちょっとお聞きしたいんですが、よろしいでしょうか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） スマート捕獲器と言われます遠隔捕獲機器でありますとか自動捕獲機器、それから捕獲通知機器、生育管理等の鳥獣対策に使えるICTも数多く発表されておりますし、導入支援等行っている自治体も把握しております。機器等につきましても日々進歩しております、様々なものが出ておりますし、効果等も発表されております。そういった状況を踏まえまして、今後の取組につきましては、情報収集、研究等行いながら、取組についての検討はしていく必要があると思っております。スマート農業を行いまして、いい作物を作っても、それを有害鳥獣に食べられてしまつては非常に効果が減少していくこともございますので、やはり一体的なことも考えていく必要があるというふうにご考えております。吉木のモデル地域におきましても、まだまだ国の協議は必要でございますけども、そういったスマート農業並びにスマート捕獲等についても検討していければというふうなところを今思っております。このことにつきましては、また国等の予算等の絡みがありますので、そういった一体的なことが可能であれば、2か年ぐらいの計画になるとは思いますけども、そういった取組をしていながら、横

展開にもつなげていければというふうに考えておるところでございます。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） いろんな考え、将来に向けての考えもお話いただきました。この日曜日に学び塾で獣害対策のお話がありました。あそこにも参加させていただいて、対策の実演というか、ノウハウというよりは、どちらかというと、地域をまとめて獣害対策をしましょうよ、そのための地域づくりをしましょうよと、こういった内容をメインでお話されていたと思います。そういったところに今お話したスマートセンサー、こういったものを利用して、地域のまとまりをつくる、こういったことを併せて推進をしていく、取り組んでいく、そういう姿勢を保ち続けていただければというふうに願っておりますので、ぜひ形にするものにしていきたいと思います。さて、国が推進するスマート農業への取組、スマート農業の実証分析、導入コストの低減に向けた農業支援サービスの育成、普及、実践環境の整備など、スマート農業推進総合パッケージとして農林水産省示しています。かなりのボリュームがあります。この中には、50項目を超える事業であるとか交付金が紹介されています。先ほどの農山漁村の交付金のことお話ししましたが、それもそのメニューの中の一つです。スマート農業化で農業に興味を抱く人材発掘につながる、ドローンとか、ラジコンの草刈り機とか、そういったものに興味を持つ方の人材発掘にもつながる可能性があるんじゃないかと思ってます。町のスマート農業推進への所見を町長に伺いたいと思います。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） スマート農業につきましては、技術革新によりまして、農業分野についても先ほど答弁しましたように、様々な先端技術が取り入れられた機械やシステムが開発されておりますし、今後とも技術は進歩いたしまして、より効果的で経済的なものが開発されるものと思っております。本町の高齢化に伴います耕作放棄地の発生防止等の有効な手段であるとも認識しております。スマート農業を導入することによりまして、農産物の生産コストを抑えることができ、農家所得を向上させるとともに、安定生産によります持続可能な農業生産につながるということが可能であるというふうに考えております。このため、本町に合った取組等につきましては、引き続き実証試験等行うとともに、導入に対する支援についても検討していければというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 導入に対する支援についてもしっかり検討していくというお答えをいただきました。しっかり取り組んでいただくことを期待して、私の質問を終わります。

○議長（湊俊文） これで伊藤立真議員の質問を終わります。ここで暫時休憩をとります。2時5分までとします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 1時 53分 休憩

午後 2時 05分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（湊俊文） 再開します。8番、梅尾議員の発言を許します。
- 8番（梅尾泰文） 8番、梅尾泰文であります。これまで3回にわたって、1級河川に設置されている可動堰の維持管理の実情などについて質問をしてみました。整理をしてみますが、昨年3月には、これからもお米づくりはできるのか。6月には、1級河川にある可動堰は誰の所有か。9月には、今後可動堰は維持できないというタイトルで執行部とやりとりをさせていただきました。これまで、よく分からなかったことが明らかになったこともあります。いずれにしても、やりとりの中で、災害によって固定堰から、災害復旧により広島県の工事として可動堰が設置された。費用も当然県の負担で行われた。その後、用水路や可動堰の維持管理を水利権者に任せたとするものであったというふうに思いますが、間違いありませんか。
- 議長（湊俊文） 建設課長。
- 建設課長（竹下秀樹） 建設課からお答えいたします。議員おっしゃるとおり、災害復旧等により、これまでであった可動堰は、固定堰から施設を継承して、県が災害復旧のために県負担により施設を改修し、地元の皆さんにお返ししたものでございます。その時に地元負担はありませんでした。以上でございます。
- 議長（湊俊文） 梅尾議員。
- 8番（梅尾泰文） その可動堰が既にパンクをしているという状況もやりとりの中で明らかになったわけですが、その修理に携わった業者の方は、耐用年数が20年から30年ということで、ここの井堰は40年使っただけえ、よう持つとねというふうなことも言われたというふうなことをお聞きをしております。それでは、まず1点目ですが、9月の議会で、ゴム堰の調査を依頼をした質問をしました。そうしたところ、ゴム堰の補修履歴を調査する中で、経過や状況が分かるので、土地改良連合会と協議しながら、適正化事業の説明会を水利組合対象に行うよう準備をしているというふうに答弁をされました。その後どのようにしているのかということ、まずお聞きをしてみます。
- 議長（湊俊文） 建設課長。
- 建設課長（竹下秀樹） その後、土地改良連合会と少し、北広島町では今年災害はありませんでしたが、県内ではかなりの数の災害があつて、協議の結果、先月、やっと土地改良連合会と適正化事業の説明と、県内の事業の利用状況をお聞きしました。その結果、来月にその事業の説明会をするように現在準備中でございます。また流域治水の指定を受けましたけども、行政報告の中でお示ししましたとおり、現在、流域水害対策計画を策定中でございます。これにつきましては、まだ国、それから県との調整がございますので、引き続き調査研究をまいります。以上でございます。
- 議長（湊俊文） 梅尾議員。
- 8番（梅尾泰文） 状況的には、私は、この12月中ぐらいに水利権者の方たちに集まっていたいて物事が進むのかなというふうに思っていたところ、来月ということですから、1月ということであろうと思います。それで、説明会をされる際に、どの範囲が該当者になるのか。例えば固定堰もありますし、可動堰もありますし、その堰の範囲がどのようなことなのか、私が言うている可動堰というのは19あるよと、ずうっと言い続けてきたんですけども、どの範囲でしょうか。
- 議長（湊俊文） 建設課長。



○建設課長（竹下秀樹） 基本的には、19のうちの17施設がゴム堰、いわゆるラバー堰でございますので、とりあえず、その17を中心に考えております。そのほかの2の可動堰ですけども、これはまだ地元とちょっと、いろいろお聞きしたところ、今のところ、大規模な修繕計画を余り思っていないと思いますので、緊急性のあるラバー堰のほうから中心にやりたいと思っております。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 17ということで、頭の中に、どの井堰かなというのが分かりますし、あとの井堰も、今動きよるか動きよらんのか分かんという分ともう一つ、かなり古いのがあるわけですが、それも17が終わったら、また考えるというふうな状況の中だろうというふうに思いますが、そのような考え方でいいんでしょうか。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） はい、蔵迫にある可動堰と、それから上田製材の後ろにある堰が、そちらのほうで鋼製ゲートになっておりますけども、基本的に蔵迫のほうは、今、固定堰のようになっておりますが、今のところは支障はないというふうにお聞きしておりますので、17のほうで、先にやっていきたいと思っております。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 了解をいたしました。それで、今年の7月に流域治水指定を受けたという部分については、これから先ちょっとまだ分かりにくいという状況の中で、大体いつ頃、国や県の動きも含めて、示しをされるような時期が来るんでしょうか、お聞きをします。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 流域治水でございますが、町長含めて市長の第1回の協議会は既に終了しておりますが、基本的には、来年の春から夏までにかけて3回ぐらいの協議会、それから現在部会を立ち上げまして、総合的な検討をさせていただいております。第1回目の部会は終了しております。第2回目については、まず、三次市と安芸高田市と北広島町では、国の直轄河川があるなしの違いがございますし、そういったこともありまして、北広島町においては、県との調整がかなり必要になってくると思っておりますので、個別の調整をしながら、また大規模な構成協議会のほうに持っていかうと思っておりますので、もう少し時間がかかるものと思っております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 国の直轄の河川と、そうでない河川ということで、国との関係、あるいは県との関係というふうなつながりはあるんでしょうが、ですから、春から夏にということぐらいと聞きましたが、夏以降になる可能性もあるというような受け止め方でいいんですか。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 流域治水事業というか、流域指定なんですけども、皆様ご存じのように、中山間地域で指定されたのが江の川上流域で初めてでございます。奈良県の大和川というのも、ずっと前から各構成市町村の中でいろいろ準備をされてきたところで、国の指定が変わってすぐ指定されたところがあります。実質的に江の川上流域が初めてでございます。いろいろな要望を実はさせていただいております。そういったものが、まだ令和5年度の国の予算にどのように反映されていくか、様々な要望はされておりますけども、そういったものがはっきりして、また、いろいろな流域治水事業、国交省以外の17省庁に関わる様々な事業がございますので、

そういったところがある程度詳細に分かってから、またそれを計画に反映していくというふうになっていくと思いますし、反映されなかったものについては、必要なものについては、随時町長を通じて関係機関へ要望させていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 北広島町議会の中でも、農業がこの町の基幹産業であるという認識を持ちながら、特別委員会が今設置がされているんですけども、その中で、分科会というふうな変則的な取組方をしていますけども、そこで井堰の問題や有害鳥獣の問題も協議していこうということの特別委員会の部会がありますけども、そこにやはり行政と連携をしながら、この町の農業やまちづくりをどのようにしていこうかというふうなことも考えておりますので、いろいろと連絡調整、各課にも協力を願いたいというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 県との連絡調整についてはご協力いたしますので、いろいろご相談いただければと思います。以上でございます。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 一番心配しておりますし、この場で明らかにするというのも非常に危険な状況にあるのかなというふうにも思うんですけども、例えば、17の井堰の中のどの井堰でも全て壊れて動かなくなって、全面やり替えをせにゃいけんよというふうになった時に、これまでずっと言ってきましたけども、水利権者の負担で1億、2億の修繕費が賄えるということは、どう考えても不可能なことでありますから、その場合に、どのような状況になるんだろうかという全体的なイメージぐらいが分かるのかなというふうなことを思いますが、ちょっと危険なところも、質問するのが危険なところもありますが、分かる範囲で、イメージをお伝えいただきたいというふうに思います。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 修繕においては、全てを取り替えることになるのか、個々の施設において、河川幅や劣化状況等がかなり生じていることなどから、概算額を、基本的には個々にお示しすることは詳細設計等行わなければならないと思っております。また、調査中ではありますけども、現在、西部農林事務所を通じていろいろ調査をしておりますが、県内での全面取替事例がございません。災害復旧によって完全に取替えたという事例はありますけども、こういった維持修繕の中での全面取替えという大規模修繕ございませんので、今のところ、イメージとしてお伝えできる状況ではございません。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 2回のこの質問の中でも、安芸高田市の例が示されましたけども、それも災害復旧によって地元負担はなかったですよという回答があったんで、そのぐらいのことで考えないけんのかなというふうに思いますけれども、いずれにしても、これから先、設置された年数も、川幅の部分についても、高さについてもそれぞれ違うわけですから、そこそこの井堰の状況が違います。違うということは、悩みの部分もそれぞれ違いますから、どういう状況で、例えば建設課、あるいは広島県のほうに相談もせにゃならんのかなというふうなこと、それぞれのところで違ってきますけれども、その時にはしっかりと地元のご意見等聞いてもらって、先に進めるような状況に協力を願いたいというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 個々の施設の状況がかなり違いますし、長期的に短期補修だけで済むような施設もあるかと思えますし、超長期的にはやはり公共施設の個別施設計画ではございませんが、農業用施設の頭首工としての長期な総合計画みたいなものが必要ではないかと思っております。これは、先ほどの副町長の答弁の中でもありましたように、施設の維持管理数をどのようにしていくかというのは大変重要なことだと思います。農業経営の中でも、高収入化していくことによって維持経営ができていくというふうなこともありますけども、そのためにはどういったことが必要なのか、総合的な判断も必要だと思っております。そういったことで、また短期的な部分については、単県補助事業が該当することもあるというふうに西部農林からお答えをいただいておりますが、それがどのような箇所、どのような形で該当するのか。また、県の補助事業についても、先ほどもありましたように、予算の関係がございまして、喫緊の対応ができるか、それとも計画的なことによって対応していただけるかというのも県とも今後引き続き調整をしていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） これまで、今回で4回目でありまして、1年間通して井堰の話ばかりさせてもらったような気がします。非常に不安なところ、水が来なくちゃ稲ができないというふうな状況であります。そのために町長にも今の状況を乗り切るにはどのような考えがありますかとか、いい工夫がありますかというのを聞いてみましたけども、受益者負担はありますよというふうなことは言うてもらいましたが、今、課長が言われたように、それこそ、そこそこの井堰によって状況が違いますから、こうでありますよというふうなことは言えないと思えますけども、やはりこの町を束ねている町長がどのような方向で、いくかいかんかというのとは分かりませんが、ビジョンがどういうふうにお持ちなのかというのを最後にお聞きしてみたいと思えます。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 当町では、担い手の確保や安定した経営効率化を図るため、現在スマート農業を推進しております。地域の農業を守るためには、スマート農業化は必須であります。そのことにより、農業用施設の適切な維持管理が図られるものと思っております。町としてもこれまでどおりの事業支援を引き続き行ってまいります。以上でございます。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） しっかりと、その理解をしていただいた状況の中で進めてもらうということを要請をしておきたいと思えます。今回は、もう1問ほど準備をしておりますので、急いでいきますけども、奨学金の制度の充実はということでもあります。高校生や大学生が奨学金を利用しながら勉学に勤しむ、励む姿は、将来の日本を支えてくれる若者の姿としてうれしくも頼もしくもあるわけでありまして。北広島町の奨学金貸与制度のことについて資料をいただき、理解をしてきた部分もあるんですけども、まだ、もう少し詳しく知りたいというものがあります。私が特に知りたいのは、日本や世界の教育全般にわたる制度の大筋が分からないかということでもあります。教えてほしいということでもあります。このことは、私自身のみならず教育委員会として、学校教育に関わる部署としても調査研究をして、現状把握や今後の方針にもつなげていけるものだというふうに思っています。まず、1点でありますけども、北広島町の制度は貸与制度ということでもあります。所得基準、能力の基準、返済方法、国立・私立、部屋代というものがいろいろとその経費として高校生、大学生の場合要るわけでありまして、そ

の場合に、そのほかの団体の制度もたくさんあるやに、奨学金制度自体たくさんあるやに聞くわけでありませうけども、その全てを教えてください。調べてくださいということではないわけでありませうけども、大まかな代表的なものを調べていただき、教えていただいて、町内の関係者等へ発信ができるようにできないかなというふうに思っています。北広島町の制度は貸与でありませうけども、他の部分について、大まかなところ、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 本町では、北広島町修学奨学金貸与条例及び規則に基づきまして、高等学校、大学等に進学を希望しながら、経済的な理由により進学が困難な者に対し、無利息の奨学金の貸与を行っております。所得要件としましては、条例の中で、世帯の全収入が生活保護基準に従い算出した額の1.5倍して得た額以下の世帯の方が対象でございます。返済方法は、貸与の期間が満了した日から6か月を経過した後、15年の期間内で毎月、または3か月ごとに返還をしていただきます。奨学金の額は、高等学校等では国公立が月額1万円、私立が月額3万円、大学等では、国公立が月額4万円、私立が月額6万5000円です。部屋代などによる加算要件はございません。それと他団体の制度でございますけれども、代表的なものとして独立行政法人日本学生支援機構の奨学金制度が挙げられます。この制度には、給付型、無利子、有利子のものがございます。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） いろいろな制度があるわけでありませう。先に同僚議員の中で質問がありました学校給食の要る部分の無償化というのがありましたけれども、その金額に比べると比にならないぐらいの非常に高額なものが家族の負担としてのしかかってくるわけでありませう。本町の場合は無利子でありませうけれども、支払いをしなくてはならないと、貸与でありませうから。その場合、非常に長い年数もかかりますし、その分だけ支払いの金額は少ないということがあるのかもしれないが、この本町の制度の利用者、あるいは先ほど言われた日本学生支援機構の利用者というのは、全体的に奨学金制度によって高校や大学に進学するということが多くあるのだろうか、いやいや、そんなにはないのよというふうなことなのか、数字が分かればお知らせください。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 北広島町、本町の制度の利用の方でございます。これまで制度発足後78件の決定をさせていただいて、貸付実行が73件ございました。現在、償還中の方が28名という状況でございます。他の奨学金制度の利用者ということでございます。日本学生支援機構の利用者は、給付型が令和2年度の実績で27万人、貸与型で、有利子の方が約19万人、無利子の奨学金の利用者の方が約25万人という実績となっております。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 本町の場合は貸与でありませうから、はっきり金額的にも人数的にも固定しているわけでありませうが、日本学生支援機構の場合は、給付の場合もありませうし、貸与の場合もあるわけですが、その基準というか、差といいますか、対象者はどういうふうにして変わってくるのでしょうか。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 日本学生支援機構のまず給付奨学金の対象の方でございますけれども、原則世帯が非課税の方でありませう。それが家計による基準でございますし、あと学業等に

係る基準として、機構の基準である評定平均値が3.5以上であること。または学習意欲等が確認できることと定められておられます。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 了解いたしました。年収というか、その世帯の所得と、あるいはまた該当者の能力のある、意志も含めていろいろとあるのかなというふうに思いますが、そういうことでいいですね。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） はい。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 当初予算を見ればいいのかも分かりませんが、当町の奨学金の関係の場合、先ほど人数をお聞きしましたけれども、これは年度当初の予算が組まれてあって、それに歳入と歳出がありまして、当初予算に組んだものに加えて歳入で返済がある場合は、それが歳入になって、それが回っていきけるというような流れであるんだろうと思いますが、今のところ、どのぐらいの枠の金額で回転していかれよう状況ですか。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 今年度、令和4年度の予算額で申しますと、大学の私立の6万50000円の対象の方が5名分、大学公立月額4万円の枠が1人、高校の私立月額3万円の枠が1人で、474万円の当初予算を組ませていただいております。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 事前に奨学金制度を利用したいんですよということが教育委員会のほうにあって、それで予算編成をされて、言うてみれば、歳入と歳出の部分が成立するという状況でいいですか。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 歳出の予算の組み方につきましては、これまでの実績に基づいて、おおよそこれぐらいのものが出てくるであろうということで組ませていただいております。あらかじめ、ですから来年度の入学の方を受けて、予算を編成していたらちょっと間に合わない部分もございますので、ある程度の見込みで組ませていただいております。歳入については償還をしていただいている方の金額の積み上げをさせていただいております。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 利用されている人数については、合併をされたから、そっちの数字で結構ですけれども、高等学校、あるいは大学という区別ぐらいでいいですから、トータルでどのぐらいの方がこの制度を理解をして知って利用しておられるのかなということについてお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 合併以降、この貸付決定をさせていただいた方が通しで78件ありまして、貸付実行させていただいた方が73名でございます。交付決定後に78件決定させていただいたんですけども、いざお貸ししようとした時に辞退をされた方もいらっしゃるということがございます。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 73件の方が利用されたということですね。これは高校ですか大学ですか。

- 議長（湊俊文） 学校教育課長。
- 学校教育課長（植田伸二） 高校、大学いずれもございます。
- 議長（湊俊文） 梅尾議員。
- 8番（梅尾泰文） なかなか聞きづらいことかもしれませんが、割と高額な金額であります。これは毎月預金通帳のほうに振込をしてるのか、いやいや、要ることは要るだけ、年間の年額を振り込むんですよというふうな、そういう状況はどちらでしょうか。
- 議長（湊俊文） 学校教育課長。
- 学校教育課長（植田伸二） 基本四半期ごと、3か月ごとのものを振込をさせていただいております。
- 議長（湊俊文） 梅尾議員。
- 8番（梅尾泰文） 貸与ですから、払ってもらわないといけませんね。なかなか卒業して就職が決まらない、払いたくても収入がないから払えんのよと。どうすればいいか、親が払ってくれるんか、保証人が払ってくれるんかというような状況に陥ることがあると思うんですが、そういう例がございませうか。
- 議長（湊俊文） 学校教育課長。
- 学校教育課長（植田伸二） 償還の納付が遅れぎみの方は数件ございます。
- 議長（湊俊文） 梅尾議員。
- 8番（梅尾泰文） 私は状況をいろいろと聞いて、学校に行くためには、それなりに本人も努力をせないきませんが、親も、それこそ何とかせにゃいけないがのというふうなことで、子どもが行きたいのに、うちはちょっとそれだけの財力がないから就職してくれやというのなかなかつらいものがあるわけです。どうしてこういう質問を私がするかというと、日本では、有償である、無償であるという奨学金が二手にありますけれども、ヨーロッパあたりでしたら、本人にやる気があれば、それこそ学校に行く気があって、勉強する気があれば、ここにいろいろと書いておりますけれども、ヨーロッパ、例えばノルウェー、フィンランド、ドイツ、オーストリアなどでは、学期費というんだそうですけれども、学期費として1万円前後が必要な国もありますが、大学の学費は無料であるというところはかなりあるんですね。私は、そこに物事を持っていきたくて、今まで小さいことをいろいろと言いつたわけではありますが、国際的にヨーロッパはそういう状況にあるが、日本はそういう状況にはないよというふうなことも当然あるかもしれませんが、どのように国際情勢を見ておられるかというのをお聞きしてみたいと思います。
- 議長（湊俊文） 学校教育課長。
- 学校教育課長（植田伸二） 例えば文部科学省のホームページにも各国の状況とかいうものが載っております。世界的に見てヨーロッパでは、国公立大学の授業料が無料という国もあるようがございます。また、各国における教育行政制度や学校体系、教育関連の予算にも大きな違いがございます。諸外国との比較ということでございますけど、日本における今年度の国立大学の授業料の標準額は年間53万5800円、私立大学の平均額は約100万円とも言われております。以上でございます。
- 議長（湊俊文） 梅尾議員。
- 8番（梅尾泰文） 予算的にも大変な金額が要るわけでありまして、それこそ本町でヨーロッパ並みに奨学金という制度をなしにして、学期費という形でゼロに近いというふうなことに考

えになることは不可能ですよ。質問するのもできにくいわけですが、そのようなことを当町で単町ですということは、どう考えても、学校給食の無料化、あるいは1割ほど負担しんさいやと言うたが、それも、うん分かったということになかなかならん状況の中で、金額は太いわけですから、強いて言えば、国であり、あるいは県であるというところへもう日本もそれぞれの保護者が負担をするというふうな状況にはないでしょう、国の軍事費を削ってでも教育費に回しなさいというふうなことまでは言えないかもしれませんが、そういうふうなことをせめて国、県に上申するというふうなことはいかがですか。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） 教育費の無償化ということでありまして、私は、北欧のほうへ研修で少し行かせてもらったことがありますけれども、全部が全部かどうか分かりませんが、少し私が行ったところでは、そういう国では、日本でいう消費税なんかも含めて、所得税なんか含めて50%以上の税金を払っているというような状況の中で社会保障とか、こういった学費の無料化というようなものが実現されているんだろうというふうに思っています。数字的には定かでないですが、そういうような話を聞かせてもらいました。今の日本の状況では、それはなかなか不可能だというふうに思っていますが、少子化対策の一環として、国が検討されるということはあることかなというふうには思っています。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 高福祉・高負担、それをその国の方たちが十分に理解をして、高福祉するためには高負担が要るんだよということで、それが全て日本の状況と対峙するというにはなりにくいわけですが、いずれにしてもヨーロッパあたりではトータル的にそういうふうな状況があるということからすれば、どこかに伝えて国が決定をしていかにやいかんような状況であるというふうなことは当然思うんでありますが、ただ、この町でできることが仮にあるとすれば、お医者さん、あるいは看護師さんに対して奨学金の制度を設けて、一定の条件はありますが、定住をしていただく、何年かお医者さんや、あるいは何年か看護師さんでこの町におっていただければ、奨学金の貸し付けたものは免除といいますか、返済しなくてもいいよというものをあえてつくって、あとは理解して、利用してもらってるかどうかというのは別であります。定住につなげるという大前提は、お医者さんや看護師さんの場合には制度があるんですよ。これを私は全額高校に行きます、大学に行きますというのを全額払わなくてもいいですよということではなくて、お医者さんや看護師さんたちと同じような考え方の上で、全額でなくても半額でも免除しますよ、その方がこの町に帰ってこられて、就職をしてこの町で働くということをして、教育長が千代田高校の卒業生が町内で働いてくれる人たちに頑張ってくれよということで、食事会をするんだというふうなことも言われたこともありますけれども、やっぱりこの町に住んでくれるというふうなことができるのであれば、考えていただけんもんだろうかと。ですから、私が言うのは、100%返さなくてもいいよということではなくても、考え方として、私は提案をするというふうな受けてもらえばいいんですけども、まことそうよのう、そういうふうな方法で軽減につながって、定住をしてもらって、この町に税金も納付してもらって、家も建ててもらって、子どももつくって、この町の学校に行ってくれるというふうなことにつながりはしませんか。教育長いかがですか。

○議長（湊俊文） 教育長。

○教育長（池田庄策） 様々な状況を鑑みて検討は十分したいと思いますが、今、イエスカノーカ、

即答はなかなかできません。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 町長いかがですか。今、お医者さんとの比較、私はしてみたんでありますが、提案として。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） 本町では、医師、看護師などについては、そういった制度を設けております。これはお医者さんが不足している、看護師さんが不足しているという状況の中で、町としての支援策を設けたものでありまして、それを全体に広げるといことはなかなか難しいと考えております。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 今、私はパーセントのことも言うたんで、少しは提案はあったけども、すぐにはならんが、長期的に考えてみる、少子化が続いていくのを少しでも防ぐ方法の一つとして考えられるかなというふうなことが言うてもらえるかというふうに思ったわけですが、そこのところまでは至っていないという状況であります。課長も、そこから先は言えんですね。いずれにしても、今のような物事の考え方というのは、必要になってくる時期もあるんじゃないかというふうに思いますが、どなたかお答えできますか。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） ご指名があったものとして、私の考えを伝えさせていただきますけども、町長申し上げましたとおり、医師、看護師、保育士につきましては、人材確保という意味合いで進めておりますけども、この貸付制度の考え方として、新聞等にも出ておりますけども、安易な貸付をすると返済に対して非常に苦慮すると。返済に困るといふような状況も先日新聞報道に出てきております。よほどこの貸付、あるいはその免除というのも含めて、制度構築をしていかないと、貸付自体の制度そのものが崩壊してしまうといふような可能性もありますので、そこら辺も考えながら、しっかりその必要性、重要度というものも考えて、これが定住につながるものであるといふようなものが見いだせるのであれば、そこら辺も含めて考えていきたいと思っております。よほど慎重に考えていかないと、少し危ないんじゃないかなといふような思いを私は持っております。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 言われるとおりに慎重に考えていかにやいけんというのは当然のことでしょうから、いろいろとパターンも考えて、つくったがすぐに崩壊してしまったよというようなことではいけないわけですから、そこら辺十分に、考えてみるという状況は私は、中身については、今ですよ、副町長が言うてのように中身について十分に考えるけれども、もう少し時間が必要だよといふようなことで考えて、思っっちゃいけんのですかな。いやいや、さっき教育長が即答はできんよといふようなこともあったわけですから、心の中で言うだけ、すぐにいくよといふようなものでもない。提案として聞いておくといふことぐらいでしょうか。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） 町の施策としていろんなご意見、提案をいただいているところでもあります。その中で、やっていかなければならないこと、やったほうが良いもの、少し慎重にやらなければいけないもの、いろんな考え方のもとやっていく必要もあります。また、それには財源の裏づけも必要であります。一つ一つ精査をしながら行っていく施策が町として将来的に必要な



なものであるか、持続可能なものであるかというものも含めて考えてまいりたいと思いますので、提案されたものにつきましては、聞き流すということではありませんが、しっかり考えさせていただいて、町の施策として反映できるものは反映していきたいと思っております。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 初めてやりとりをして、提案するというような状況でありましたから、また、引き続いて提案もさせてもらったりということで、しっかりとまた受け止めていただくというふうな思いを持ちながら、質問を終わります。

○議長（湊俊文） これで梅尾議員の質問を終わります。ここで暫時休憩をとります。3時までとします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2時 51分 休憩

午後 3時 00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開します。4番、中村議員の発言を許します。

○4番（中村忍） 4番、中村忍です。放課後児童クラブの現状と課題について質問いたします。

増田元総務大臣が民間有識者でつくる日本創生会議が打ち出した考えによりますと、2010年から2040年にかけて、20歳から39歳の女性人口が5割以下に減少する市区町村は、少子化や人口流出により消滅する可能性があり、現在896の市区町村が該当すると言われております。本町もそこに該当しております。人口減少に係る課題は大きく、その要因は、子どもを生む可能性の高い20歳から39歳の若い女性の減少、大都市圏への若者の流出の2つだと指摘しております。本町の未来を考えた時、とりわけ安心して子育てができる環境と経済的な支援の充実を図っていくことは必須であると思っております。さて、小1の壁と言われて、何だろうと思われる方も多いことと思っております。それは共働き世帯が増えている今、子どもが小学校に上がるタイミングで、育児と仕事の両立が難しくなることです。小学校への就学前は延長保育を利用すれば、ある程度遅くまで預かってもらえていましたが、放課後児童クラブは18時に終わり、預かってもらえる時間は短くなります。その上、子どもが小学生になると時短勤務制がなくなる企業も多く、小学校入学を機に結果として母親が仕事をやめたり、正規雇用からパートなどの非正規雇用に転換を強いられたりするなど、働く保護者にとって就労を継続する上で小1の壁が立ちほだかり、死活問題となっております。かつて子どもたちは放課後に家庭や地域社会において様々な体験や経験を通して基本的な生活習慣や他人に対する思いやりや善悪の判断、自立心、自制心などを身につけていました。しかし昨今は、学校外での教育機能が低下してきており、小学校の放課後という極めて大切な時間の充実を図っている放課後児童クラブの果たす役割は極めて大きくなってきております。本町においては、令和2年度第2期北広島町子ども・子育て支援事業計画が策定され、ホッとできる環境で、子どもがすくすく育つまちを基本理念に掲げて、高い志を持って子どもの最善の利益が優先される社会の実現と、誰もが安

心して子どもを生み育て、子ども自身がたくましく健やかに育つ環境づくりを目指しています。以上のことを踏まえ、以下、放課後児童クラブの現状と課題及び行政の対応のあり方について伺ってまいります。まず、北広島町子ども・子育て支援事業計画に示されていることから伺ってまいります。放課後児童クラブの量と質の確保、内容の充実について努めると記されております。放課後児童クラブの量の確保とはどういうことでしょうか。また、その充実を図るためにどのように取り組んできたのでしょうか。お伺いします。

○議長（湊俊文） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小椿治之） 量の確保とは待機児童を出さない、入所希望のニーズに対しての受入れ体制の充実と認識しております。現在、公立5施設、私立4施設、計9施設の放課後児童クラブを設置し、運営をしております。各施設におきましては、定数内で運営をしております。入所希望の待機児童は現在いらっしゃいません。定数を超えそうな場合は、施設間で調整を行い、対応をしております。以上です。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 新・放課後子ども総合プランでは、放課後児童クラブや放課後子供教室の計画的な整備等を進めることを目的としています。また、児童の安心・安全な居場所づくりの観点から、余裕教室の活用や教育と福祉との連携が求められています。市町村行動計画等に盛り込むべき内容として、余裕教室の活用、教育委員会と福祉部局との連携、特別な配慮を要する児童への対応に関する方策など10項目が掲げられていますが、本町の現状はどうなっているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（湊俊文） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小椿治之） 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の2023年度に達成されるべき目標事業というのが2にございますが、こちらのほうは特に定めておりません。先ほど申しましたように、現在、公立5施設、私立4施設、計9施設の放課後児童クラブを設置しております。放課後子供教室につきましては、各地域に設置し、4教室を展開していただいております。あと、10項目の中の5番目にございます小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策でございますが、現在の施設で運営ができておまして、余裕教室の活用については検討しておりません。あと6番目、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策ですが、事業自体は教育委員会が所管して行わせていただいております。福祉部局との連携はしておりませんが、年1回の子ども・子育て支援会議等で情報の共有は行わせていただいております。4番の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、または連携による実施に関する具体的な方策でございますが、現在児童クラブと子供教室を実施している場所が離れているため、連携は難しい状態であると考えております。引き続き検討させていただければと考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 今、4番のことをお伺いしましたが、放課後児童クラブの連携は難しいということですが、千代田地域の放課後児童クラブにおいて、実は連携されていることがございまして、それは土曜日保育についてであります。土曜日保育について放課後児童クラブで連携されて、今ちょっとこれからどういうふうに進めようかということで、検討を深められております。このことに係る現状について、どうお考えか、どのように把握されているか、お知らせください。

い。

○議長（湊俊文） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小椿治之） すみません、ちょっと勉強不足で失礼しました。現在、子供教室として各地域で行われております部分で申させていただきますと、芸北地域におきましては剣道、タグラグビー、クロスカントリー、アルペンスキー、大朝地域におきましては、習字、千代田地域におきましては読み聞かせ、豊平地域におきましては剣道、ソフトボール、テニス、そば打ちというふうにお聞きをしております。引き続き継続していただければと考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 余裕教室の活用についてですが、これはされていませんと今お答えになりました。なぜなのでしょう。今後の方向性等も踏まえてお答えいただければと思います。

○議長（湊俊文） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小椿治之） 現有施設で定員内で運営ができておりますので、現在のところ、検討もしておりませんし、そういった状況が出てまいりそうでありましたら、考えさせていただければと思っております。以上です。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 次に移ります。放課後児童クラブや放課後子供教室の実施に関する検討の場として運営委員会の設置が求められていますが、本町の現状はどうなっているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（湊俊文） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小椿治之） 運営委員会につきましては、子ども・子育て支援法に基づいた北広島町子ども・子育て会議において、子育て支援に関する機関等との情報共有等を図っております。以上です。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） これは運営委員会と別途でありますか。それでお伺いしてみるんですが、これは運営委員会と今の話は別途なのか一緒なのかということをお教えください。

○議長（湊俊文） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小椿治之） 一緒にやらさせていただいております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 分かりました。放課後児童クラブへの来所、帰宅時における児童の安全確保についてお伺いいたします。平成30年に策定された登下校防犯プランにおいて、登下校時の児童生徒の安全を確保するための総合的な防犯対策が取りまとめられています。本町の現状はどうなっているのかお伺いします。

○議長（湊俊文） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小椿治之） 放課後児童クラブへの来所につきましては、私立・公立を含め、小学校敷地内及び隣接地に施設がございますのが4校、町営バスによる移動が3校、徒歩での移動が1校となっております。徒歩1校につきましては集団下校し、安全管理に努めております。帰宅につきましては、全施設保護者の迎えとなっております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 近年、子どもの安全面の確保については社会的にも大きな注目を浴びておりま

す。町内の移動の様子についてであります。私の把握では、千代田地域の小学校においては、敷地内及び隣接地に施設がある学校でも、学校の職員が施設まで子どもたちを送り届けています。ほかのところでございますが、集団下校している、そういうところもあります。集団下校しているから安心、そういうことは十分に担保されてないのではないかと思います。もっと慎重な対応が要るのではないのでしょうか、お伺いします。

○議長（湊俊文） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小椿治之） 教育委員会はもとより、警察、学校等、また地域の方も含めながら、連携を取りながら、見守りをさせていただきつつ、安全確保に努めておるところでございます。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 次にまいります。放課後児童クラブの質の確保とはどういうことでしょうか。また、その充実を図るために、どのように取り組んでいるのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（湊俊文） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小椿治之） 放課後児童クラブの質の確保といたしましては、支援員等を対象に県をはじめ各団体で行われております研修会、例えば全国学童保育連絡協議会の全国学童保育指導員学校と全国学童保育研究集会、また県が行っております広島県放課後児童支援員認定資格研修、児童健全育成推進財団の児童館・放課後児童クラブ研修会などの案内を送付し、情報提供させていただきながら、受講につなげていただいております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 今、質の確保ということで、支援員さんのことだけが述べられましたが、放課後児童クラブの先生は、私が見た限りでは、どの先生も子どもの目線に立って、子どもの視点で考えたり対応したりすることをとても大切にされています。機能的な施設になるよう整備をしていくこと、働きやすい環境を築くことなど、もっと幅広く考えられていく必要があると思いますが、いかがですか。

○議長（湊俊文） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小椿治之） 今、議員からおっしゃられたとおり、そこら辺も考えながら進めさせていただければと思っております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） その検討されたことをまたお知らせいただければと思います。平成26年に厚生労働省から、放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準が示されています。この省令で述べている最低基準というのがございますが、どう受け止めておられますか。お伺いします。

○議長（湊俊文） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小椿治之） 利用される方が心身ともに健やかに育成できるよう、常に向上できるよう努めてまいりたいと受け止めております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 先ほどの省令には基準がたくさん書いてございますが、本町で取り入れられている基準は何で、取り入れていない基準は何でしょうか。取り入れていない基準については、なぜ取り入れなかったのか、その理由についてもお伺いいたします。

○議長（湊俊文） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小椿治之） 国が定めております基準は取り入れているものと認識をしております。

す。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 今、国が示したものは全部取り入れているというふうにおっしゃいましたが、それは町のどこに記されていますか。

○議長（湊俊文） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小椿治之） 具体的な町の行動計画は立てておりません。国のこういった基準に準じて推進をしておるところでございます。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 今、そのようにおっしゃられましたが、国の基準で従わなければいけない基準は、ご存じだとは思いますが、放課後児童支援員を支援員の単位ごとに2人以上配置すること、このことだけであります。そのほかの基準は全て参酌基準ということなんで、してもんでもいい。ちなみに、本町ではどこに位置づけてあるかというたら、教育委員会が発出している条例の中にこの基準が全て示されています。そういうふうになっておるので、またご覧いただければと思います。私は、この町の条例を見て不思議に思うことがございまして、1つは、支援員を募集する時には、3時から6時の勤務ということで募集しておるのにもかかわらず、条例には、実施時間は2時から6時というふうに書いてあります。1時間違うんですね。なぜでしょうか。

○議長（湊俊文） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小椿治之） すみません、現在確認します資料を持ち合わせておりませんので、確認をさせていただきます。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） では次に移ります。この省令の第5条第4項では、放課後児童健全育成事業者は、その運営内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならないと示されています。本町の現状はいかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小椿治之） 事業者から町へ運営内容のご報告はいただいておりますが、自ら評価を行い、その結果を公表するまでには至っておりません。以上です。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） なぜ自己評価もせず、公表もしないのかと思います。評価がないところに改善はありません。もっと丁寧な仕事をされるよう期待しますが、どうですか。

○議長（湊俊文） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小椿治之） いただきましたご意見はもっともでございます。今後の検討事項にさせていただきます。以上です。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 放課後児童クラブ運営指針も示されております。運営指針には、放課後児童クラブで大切にすべきことがたくさん書かれていますが、本町において、特に重視したいことはどのようなことでしょうか。お伺いします。

○議長（湊俊文） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小椿治之） 議員もおっしゃいましたが、いろいろ書かれておりますが、全般的に留守家庭児童の健全育成を図ることと考えております。

- 議長（湊俊文） 中村議員。
- 4番（中村忍） 運営指針の第4章では、労働環境整備についても触れていますが、現状はいかがでしょうか。
- 議長（湊俊文） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長（小椿治之） 運営指針に沿って取り組んでおると認識しております。
- 議長（湊俊文） 中村議員。
- 4番（中村忍） 具体的にお答えいただけませんか。
- 議長（湊俊文） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長（小椿治之） すみません、具体的にはなかなか申し上げられませんが、基本方針の先ほど申しました留守家庭児童健全育成を図ることを念頭において取組を行っておるところでございます。
- 議長（湊俊文） 中村議員。
- 4番（中村忍） かみ合っていないと思いますが、労働環境整備については、健康診断の実施はしているのかとか、労災保険に加入しているのかとか、意欲を持って働ける労働環境をどう築いているのかとかというのが対象になるんです。そういうことをまたご検討いただいて、後ほど答えていただければと思います。次にまいります。学童保育の現場において、重大事故の一手前のヒヤリ・ハットの事例があると思いますが、このことに対して、町はどのように対応しているのでしょうか。お伺いします。
- 議長（湊俊文） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長（小椿治之） 安全管理に重点をおきながら、仮に事例が発生した場合は、関係機関等と情報共有を行い、検証し、再発防止に役立てていただくように努めるよう認識しております。
- 議長（湊俊文） 中村議員。
- 4番（中村忍） それでは続いて、今度は子育て支援に関するニーズについて伺ってまいります。保育ニーズの高まりを受け止められる体制づくりが必要と記されていますが、具体的にはどんな体制で、どんな取組をされているのでしょうか。
- 議長（湊俊文） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長（小椿治之） 主には冒頭も申し上げましたが、待機児童を出さない体制づくりだと考えております。
- 議長（湊俊文） 中村議員。
- 4番（中村忍） 国の動きは、量の拡充を図る、今おっしゃったことは量の拡充であります。その次元から、次には質の拡充を図ると同時に内容の充実を求めようとしています。今おっしゃった回答は、既に解決しているものであります。多様化しているニーズに対応するには、もっと保護者の声を聞く努力を大切にされるべきではないのでしょうか。それでは次に、本町の子育て世代の女性の就業率は、国や県と比べてかなり高く推移しているようです。閉所時間は18時となっていますが、延長する計画はないのでしょうか、お伺いします。
- 議長（湊俊文） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長（小椿治之） 公立につきましては、授業のある平日の放課後においては、午後2時から午後6時まで、土曜日及び学校週休日の振替日にあつては午前8時から午後6時まで、長期休業日にあつては午前7時半または午前8時から午後6時までとしており、現在のところ、

開所時間を延長する計画はございません。以上です。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 私が伺いしたのは閉所時間をお伺いしたのであって、閉所時間の18時に対してどんなニーズがあるのか、もう一度調べ直して検討することはできませんでしょうか。

○議長（湊俊文） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小椿治之） 若干ご意見等も伺っておるところもございますので、また、ニーズ等お聞きしながら検討してまいりたいと思います。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） それでは芸北地域や豊平地域の児童クラブについて伺います。そこではニーズをどう把握し、取組をどう進めているのでしょうか、伺います。

○議長（湊俊文） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小椿治之） 芸北地域、豊平地域につきましては、民間の事業者が児童クラブを運営されております。行政ではニーズの把握等は特に行っておりません。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 千代田地域だけのデータで今まで語られとったんですか。

○議長（湊俊文） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小椿治之） いえ、全般的なお答えをさせていただいたつもりですが、ご存じのように芸北、豊平につきましては、先ほども申しましたが、民間事業者がやっけていただいておりますので、行政のほうで特にニーズをお聞きするというはしておりません。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 教育委員会は全体を統括する、そういう役割を持つとるんですよ。保育ニーズを高まりを受け止めると書いてあるのにもかかわらず、民間がやっているから、いやしないと。これはどういうことなんでしょう。そういう姿勢はいかがなものかと思いますが、どうですか。

○議長（湊俊文） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小椿治之） 私の言い方が大変まずかったと思いますが、事業者様のほうからは、そういったご意見は頂戴しております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 事業者からは運営を聞けばいいんです。ニーズを聞くのは町民から聞くんですよ。よろしいですか。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 次にいきます。令和元年度から4年度の補助金の額と、その活用はどうなっているか、伺います。

○議長（湊俊文） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小椿治之） 国、県、町の補助基準に従い、補助金を交付しております。活用につきましては、それぞれの民間児童クラブの人件費等に活用されております。まず、令和元年度でございますが、約1048万円、令和2年度、約1189万円、令和3年度、約1237万円でございます。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 今回答されたのは決算額であります。年間増加しております。私は予算のほうちょっと調べさせていただいたんですが、平成31年が928万円、令和2年が1462万

円、令和3年が1558万円となっております。増加が必要だった要因は人件費以外のことのように見てとれますが、どうでしょうか。

○議長（湊俊文） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小椿治之） すみません、内容につきましては、ちょっと精査が必要かと思えますので、また後日お答えをさせていただきます。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 放課後児童クラブの入所要件について伺います。仮に第1子が放課後児童クラブに預けられておいて、第2子のために育児休暇を取られるようになった家庭があった場合、第1子の放課後児童クラブ入所の許可はどうなるのでしょうか。お伺いします。

○議長（湊俊文） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小椿治之） 産前8週間、産後8週間の期間の利用は可能でございます。産後、母子ともに順調であれば、育児休業中の利用は受付をしております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 今の回答は、育児中の母親の目線を考慮しながら考えられたものかなと考えた時に、そうじゃないよねと思うことが多いです。母親は家庭にいるかもしれませんが、育児中の母親はどうか考えてみてください。第2子の育児に専念する上でとても大変なのは、そういうことを考えることはできませんでしょうか。もう少し北広島町の子育てに寛容で寛大な姿勢を示していただきたいと思うが、いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小椿治之） ご意見として重く受け止め、検討してまいります。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） それでは次の質問は割愛させていただいて、次に移ります。放課後児童クラブの実態と運営についてお伺いします。利用状況についてお伺いします。

○議長（湊俊文） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小椿治之） 利用状況につきましては、お手元にお示しをさせていただいております別紙1を参考にいただければと思います。表中内の全期間と言いますのは通年でございます。長期休みと書いておりますのが夏休み等の長い休みのときでございます。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 放課後児童クラブの教室整備と運営について、町の基本的な考え方を伺います。

○議長（湊俊文） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小椿治之） 公立の施設におきましては、現在使用している施設の長寿命化、私立の施設につきましては事業者と協議しながら対応していけばと考えております。運営につきましては、現在の運営方式を継続していく予定にしております。以上です。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 現状の放課後児童クラブの環境は、子どもたちが安心して過ごせる環境と言えるものかどうかについて伺ってまいります。施設の衛生面の確保についてお伺いします。

○議長（湊俊文） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小椿治之） 公立の児童クラブ施設の中には、幼稚園以外に集会所だったもの、また、地域集会所の一部を利用いただいているものがございます。空気清浄器、アルコール消毒の設置、また和式トイレの洋式化など衛生面の向上に努めておるところでございます。



- 議長（湊俊文） 中村議員。
- 4番（中村忍） エアコンの清掃、これはどうされていますか。換気扇がないトイレもあるというふうにも伺っておりますが、どう対応されておられますか。
- 議長（湊俊文） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長（小椿治之） 今おっしゃられた部分の確認も含めて現場を確認させていただければと思います。
- 議長（湊俊文） 中村議員。
- 4番（中村忍） 感染対策を一層徹底するために、子どもたちが放課後児童クラブに入る動線上に手洗い場が確保されることは必須であると考えます。子どもが教室に入るまでに手を洗い、消毒をして入ることで感染対策も徹底すると思いますが、いかがでしょうか、お伺いします。
- 議長（湊俊文） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長（小椿治之） 動線上に手洗い場がない施設もございますが、現状の施設において工夫をしていただきながら、対応していただき、入室時にはアルコール消毒を行うなど、衛生管理に努めておるところでございます。
- 議長（湊俊文） 中村議員。
- 4番（中村忍） ちゃんとした動線上にあるのは八重小学校の施設だけです。ほかはありません。ほかの対応を今後計画的にされるということで理解してよろしいでしょうか。
- 議長（湊俊文） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長（小椿治之） 施設の構造の関係もございますので、工夫しながら対応させていただければと考えております。
- 議長（湊俊文） 中村議員。
- 4番（中村忍） それでは、施設の安全面の確保についてお伺いします。
- 議長（湊俊文） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長（小椿治之） 各児童クラブにAEDを設置、また支援員などは定期的に救命救急講習を受けていただくなど、また消防署による設備点検、定期的な避難訓練も実施しており、安全管理の向上に努めておるところでございます。
- 議長（湊俊文） 中村議員。
- 4番（中村忍） 子どもたちの命を守る上で最も重要なことではありますが、出欠の確認について、どう徹底を図っているのでしょうか、お伺いします。
- 議長（湊俊文） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長（小椿治之） 基本、保護者からの欠席連絡により確認をさせていただいておるところでございます。仮に保護者から連絡がなく欠席の場合は、保護者にこちらから確認するように対応しておるところでございます。
- 議長（湊俊文） 中村議員。
- 4番（中村忍） 施設の整備に係る現状と課題についてお伺いします。
- 議長（湊俊文） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長（小椿治之） 多くの施設が建築後年数がたっており、経年劣化による修繕の増加が課題だと考えております。
- 議長（湊俊文） 中村議員。
- 4番（中村忍） 今課題だとおっしゃいましたが、その課題に向き合うために修繕の計画はどう

なっておりますか。

○議長（湊俊文） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小椿治之） 各施設の管理者から要望等をいただきますが、優先順位等を考えながら協議をさせていただき、実施、未実施のお返事はすぐできませんが、計画的に整備を進めていければと考えております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 早急な実施を期待しております。次にまいります。教室内の備品は、古くなったものや古い施設で使いふるされたものの再利用が目立ちます。新しいものと計画的に更新していくべきであると考えますが、どのようにお考えでしょうか、伺います。

○議長（湊俊文） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小椿治之） 新品、再利用に限らず、機能的に問題のないものにつきましては、引き続き使用をお願いしたいと考えております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） キャスターの動かない机を使っているところがあるのをご存じでしょうか。ぜひ、自らの目で確かめて、現場の声を聞いて改善計画を立案してお示ししていただきたいと思えます。次にまいります。支援員の確保について伺います。厚生労働省の示す運営指針では、支援員の大きな役割として、それぞれの子どもの発達の特徴や子ども同士の関係を捉えながら適切に関わることで、子どもが安心して過ごせるように、一人一人と集団全体の生活を豊かにすることを求めています。内容も非常に細かく示しています。さらに障害のある子どもの対応、特に配慮を必要とする子どもへの対応、保護者との連携といったことも求められます。支援員には高い専門性が求められながら、その処遇は極めて低く抑えられているのが現状であり、大変な問題であります。支援員の労働意欲の向上や幅広い人材確保をどう進めていこうとされているのでしょうか、お伺いします。

○議長（湊俊文） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小椿治之） 委託をさせていただいておる部分につきましては、委託事業者により対応していただいておりますので、引き続きお願いできたらと考えております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 町としてのビジョン、お持ちですか。

○議長（湊俊文） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小椿治之） 国、県等の基準を考慮しながら、それに沿った対応を目指しておるところでございます。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 支援員の仕事は、誰でもすぐにできるものではありません。さらに支援員自身が適任者を探して声をかけて、適切な人員を確保しているのが実態です。課長は最終責任者として、そういうあたりをどう進めていくのか、どう方策を練るのか、進捗状況はどうかということをしっかり見極めていただきたいと思えます。町民に説明責任をきっちり果たしていく、そういう姿ももっと大事にされるべきではありませんか、どうですか。

○議長（湊俊文） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小椿治之） そのように努めてまいります。

○議長（湊俊文） 中村議員。

- 4番(中村忍) 支援員の処遇改善について伺います。支援員の賃金改善に係る国の施策として、放課後児童支援員等処遇改善事業、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業、コロナ克服新時代開拓のための経済対策による処遇改善の3つがございます。本町では、それらをどう活用し、どれだけ効果を上げているのでしょうか、お伺いします。
- 議長(湊俊文) 生涯学習課長。
- 生涯学習課長(小椿治之) 補助金等につきましては、国の施策に準じ取り組み、または取扱いを行っておるところでございます。施策の効果とかは、現段階では特に検証しておりませんので、検証してまいりたいと考えております。以上です。
- 議長(湊俊文) 中村議員。
- 4番(中村忍) 今申し上げた3つの補助金全部活用されていますか。
- 議長(湊俊文) 生涯学習課長。
- 生涯学習課長(小椿治之) すみません、3つ使っているかどうかはちょっと今の段階では分かりませんので、確認をさせていただければと思います。
- 議長(湊俊文) 中村議員。
- 4番(中村忍) これは支援員さんの処遇改善に係ることなんで、早急にやってください。支援員の研修体制の充実をどう進めているのか、お伺いします。
- 議長(湊俊文) 生涯学習課長。
- 生涯学習課長(小椿治之) 先ほど質のところでも申し上げましたが、引き続き、各放課後児童クラブへ県をはじめ各団体で行われている研修等のご案内の情報提供を行い、受講へつなげていただき、スキルアップに役立てていただければと考えております。
- 議長(湊俊文) 中村議員。
- 4番(中村忍) 本年度、何人受講されましたか。
- 議長(湊俊文) 生涯学習課長。
- 生涯学習課長(小椿治之) すみません、現在把握しておりません。
- 議長(湊俊文) 中村議員。
- 4番(中村忍) 残念ですね。次にいきます。放課後児童クラブの民間委託について伺います。なぜ、放課後児童クラブの事業委託を民間委託したのでしょうか、お伺いします。
- 議長(湊俊文) 生涯学習課長。
- 生涯学習課長(小椿治之) 国の働き方改革の下、一部行政業務を民間企業に委託し、そのノウハウを利用して、継続的に安定した業務運営を目指すために委託を行っておるところでございます。
- 議長(湊俊文) 中村議員。
- 4番(中村忍) 委託内容は何でしょうか、お伺いします。
- 議長(湊俊文) 生涯学習課長。
- 生涯学習課長(小椿治之) 利用児童の保育、生活指導、安全確保、保護者との連携、学校との連携調整などを委託しておるところでございます。
- 議長(湊俊文) 中村議員。
- 4番(中村忍) 放課後児童クラブで問題がもし起こった時、その責任の所在はどのようなのでしょうか、お伺いします。
- 議長(湊俊文) 生涯学習課長。

- 生涯学習課長（小椿治之） 当初の対応は、各児童クラブで行っていただきますが、最終的な責任の所在は町になると認識しております。
- 議長（湊俊文） 中村議員。
- 4番（中村忍） 人件費を含む委託費は幾らでしょうか。また、委託費の使途はどうなっているのでしょうか、お伺いします。
- 議長（湊俊文） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長（小椿治之） 委託料は年間4192万2799円、こちらは消費税を含みます。委託金の使途につきましては、大部分が人件費との報告を受けております。
- 議長（湊俊文） 中村議員。
- 4番（中村忍） 大部分とはどの程度ですか。
- 議長（湊俊文） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長（小椿治之） 約98%とお聞きしております。
- 議長（湊俊文） 中村議員。
- 4番（中村忍） 委託料が約4192万円で、その98%が人件費というのは何かの間違いではないですか。もしそれが事実とするならば、人件費は4108万円で、委託会社の収入は約84万円ということになります。そんなことはあり得ません。こちらにこれ決算書のコピーでございしますが、決算書によれば、委託前の平成31年度運営事業費は4773万円で、人件費は3084万円であります。委託後、令和2年度の運営事業費は6199万円で、人件費を含んだ委託料が4428万円であり、運営会社の収入は約1344万円ではないかと推定しております。委託内容、先ほど申されましたが、それを鑑みた時、毎年委託料として出ていく千数百万円は非常に高い代償だと思います。委託せずにこのお金を活用したら、施設の充実はなんなく行われていたものと思いますが、いかがですか。
- 議長（湊俊文） 副町長。
- 副町長（畑田正法） 委託をせずに運営をしていけば、今のご指摘であれば一千万円程度のもので出てくるんじゃないかということもございますけども、先ほどの人件費の話もありましたが、人件費は当然要るものとしているわけですが、委託をしなければ、今度は直営として町の担当職員の配置が必要となってまいります。この委託を始めた時に包括委託という形で、学校給食調理業務と併せて委託をしたわけですが、その時の試算として、放課後児童クラブ、あるいは人事管理等併せて二人役ぐらいの職員が必要であろうということで試算をしております。それから考えると、委託を取りやめても一千万円が浮くというふうな状況にはならないと思っております。
- 議長（湊俊文） 中村議員。
- 4番（中村忍） 私の考えでは、委託内容を鑑みた時、先ほども申しましたが、何人役もかかるような仕事ではありません。もう既に運営の大幅な形は出来上がったものをそのままメンテナンスのほうにお渡ししているわけでありまして。こんなに払って委託せずに自力でやられたら、もっと人材育成も進むし、良いのではないかと考えておりますが、いかがですか。
- 議長（湊俊文） 副町長。
- 副町長（畑田正法） 経費の試算でございますけども、システムができてから、今の人件費で業務が回るというふうなものではございません。業務管理であったり、施設管理であったり、あるいは連絡調整であったり、そのものには職員が必要であります。委託前に直営でやってお

りましたけども、それにつきましても担当職員が張りついております。単純にそういう計算にはならないと思っております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 若干何もなかったようなので、次のほうに移ります。民間委託が行われて3年目が経過しようとしています、どんなメリットがあったのでしょうか。また、どんなデメリットがあったのでしょうか、お伺いします。

○議長（湊俊文） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小椿治之） メリットといたしましては、放課後児童クラブの運営をはじめ人材育成、人事管理など全国展開している業者へ委託することによる支援員などの人材確保など、安定した事業の継続が挙げられると認識しております。今年度は、長期契約の中間年度であり、メリット・デメリットを含め、効果検証をしまいる予定でございます。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） デメリットはないんですか。

○議長（湊俊文） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小椿治之） 今のところ、特にこれがデメリットというのは私は認識しておりません。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 人材確保については、先ほどもお話いたしました、現場の支援員さんが心配されてきているんです。現場の声を伺ったところ、民間委託の前と後では余り変わったことはないと言われました。中には、こんなことを言われる人もおられました。委託前は、何か起こっても教育委員会は電話だけの対応だったんだけど、委託後は、委託会社の方が来て対応してくれるよと話しておられました。姿勢の差が物すごく明確に出ているように思います。また、デメリットについては、民間会社を通して教育委員会に来てもらうと時間がかかる。細かい連絡は来ないという声もありました。そのほかの声としては、大切な情報がきちんと伝わってこないことがある。要求に対する返答が来ない。支援員の願いや声を聞いてもらえていない。委託会社を通さないで福祉課主催のズームでの研修会が開かれたなどがありました。まさに改善のヒントは現場にあります。いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小椿治之） 今、いただきましたご意見等も参考にさせていただきながら、確認をしつつ検証させていただければと思います。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） しっかりやってください。放課後児童クラブ民間委託の問題点は、支援員の給与が大幅に上がらないことです。キャリアを重ねても技術的に大きな成長しても、顧客満足度を大きく上げても大幅に給与が上がることはありません。このことは、保育をする人のモチベーションの低下や保育の質の低下につながりかねません。安定的に継続して働ける条件整備をまず整えていただきたいと思います。また、現在の放課後児童クラブが安定した運営が進められているのは、働いている支援員の皆さんの専門的な見識と温かい心遣いによって適切な保育や人材確保が行われていることを忘れてはなりません。さらに現場の願いを適切に把握し、施設設備など保育環境の充実に一層力を注いでいただきたいと思います。北広島町の子ども・子育て支援の基本理念を適切に具現化するには、民間委託をやめて、委託費に当てた予算を活用

して、全ての保護者が子育てに喜びや生きがいを感じ、子どもの最善の利益を尊重した子育て支援になっているかということ判断基準として対策を講じるべきと考えます。町長の見解を伺います。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） 放課後児童クラブのあり方について、私のほうから答弁させていただきます。放課後児童クラブの業務委託は、業務の質を確保しつつ、より効果的で安定的な運営に資するものと判断をしまして、先ほど申し上げましたように、学校給食調理業務と併せて包括委託の形で令和2年度から民間委託をしたものであります。この委託を取りやめて、委託費を他の事業にということはありましたけども、これにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、委託をやめても新たな財源が出てくるわけではございません。また、支援員の給与も町の給与基準に準じるということで契約をさせていただいておりますので、委託であっても直営であっても同様な給与体系にはなろうかと思っております。いずれにしましても民間委託の有無にかかわらず、先ほどもお言葉にありました全ての保護者が子育てに喜びや生きがいを感じ、子どもの最善の利益を尊重した子育て支援という考え方に基づいて事業を展開していこうと思っております。また、この委託の状況につきましても、継続的な連絡調整もしてきておるわけですが、委託の中間年に当たるということも含めて、しっかり精査をしながら、見直すべきところは見直ししながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 委託をするもの、せんほうがいいもの、もう少し考えたほうがいいんじゃないかというふうに思います。というのが、人口減少対策を考えた時、北広島町子ども・子育て支援事業というのが本町で一番柱にせにゃいけん事業の一つだと私は思います。そういう事業を自分らでやらんこうに、委託会社に任せてやらせといて、保護者のニーズは知らんのかと言ったら、それは委託会社が知つとる、わしらはやつとらん、何なんだと思います。どういうふうな町にしたいのかというのが全然伝わってきません。その辺どうお考えですか。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） 委託の是非について議論するつもりはありませんけども、委託をして民間のノウハウを活用して、事業運営、業務運営をしたほうがメリットがあるというふうなものにつきましては、民間委託をしながら、そこら辺のノウハウ、高度な知識を活用してやったほうがいいということで、議会のほうにもご説明しながら進めてきているところであります。委託を全て否定するわけではなくて、どういう部分、どういう業務委託が効率的で効果が上がるのかということも含め進めてまいりたいと思っておりますし、それも精査をしながら、それがよかったのかどうなのかということも含めて進めてまいりたいと思っております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 中間年であるということをおっしゃいました。本年度の中間年で協議されたこと、また、それに基づいて改善されること、継続すること、そこら辺を整理して、どのように町民に伝えますか。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） 多事多端、いろんな業務を町はやっておるわけで、全ての業務について、なかなか細やかに周知していくことは難しいかとは思いますが、議会の中には、そこら辺の成果、調書も作成しながらお伝えしているところであります。ここら辺もできるだけ公表し

ながら、皆さんに理解してもらうところも考え、また大きなものにつきましても、そこら辺は取捨選択しながら説明してまいりたいと思っております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） できるだけ公表ではなくて、必ず公表していただきたいと思います。冒頭も申し上げましたが、本町の未来を考えた時、とりわけ安心して子育てができる環境と経済的な支援の充実を図っていくことは必須でございます。とりわけ子ども・子育て支援の分野においては、住民の願いをしっかりと受け止めて、血の通ったぬくもりのある取組を行って、全国でも有数の安心して子育てができるまちを実現し、少子化対策や若者定住施策が一層進むことを願っております。そういうことを期待して、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（湊俊文） これで中村議員の質問を終わります。お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、明日14日に延会したいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会といたします。なお、明日の会議は午前10時から、本日に引き続き一般質問を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 4時 02分 散会

~~~~~ ○ ~~~~~